

間の格差とか顧客間の格差が拡大する懸念もあるというふうにお聞きをいたしております。

一方、郵便貯金・簡易保険は小口個人を念頭に置いて基礎的な金融・生活保障サービスを全国あまねく公平に御存じのようにこれはユニバーサルサービスでございますので、約三千三百の市町村にすべて郵便局があるわけでございまして、二万四千六百のネットワークを持たせていただいているわけでございますが、そういった中で公平に提供するという役割を果たさせていただいているわけでございます。

ビッグバンが進展する中でございますが、郵便貯金あるいは簡易保険はこうした役割引き続き果たしつつ、国民の共有財産でございます今申し上げました郵便局ネットワークを広く開放して有効活用を図ることにより、全体として利用者利便が向上するようになります。さらに一層心を引き締めて事業運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

○岡利定君 今、大臣のお答えもありましたように、郵便貯金・簡易保険はまさに国民にとってのユニバーサルサービスであり、生活インフラ的なものだと位置づけられると思います。特に、地方の住民にとってもう不可欠な存在であるわけあります。それだけに郵便局の仕事、貯金あるいは保険についての責任というのは大変大きいわざでございますので、郵政省、そしてその最高責任者である郵政大臣の御指導をよろしくお願ひ申し上げたい次第でございます。

次に、一昨日、三月三十一日の当委員会で、資金運用の関係でござりますけれども、郵便貯金・簡易保険の資金運用に関するいわゆるディスクロージャーが厚生省の厚生年金の場合よりおくれているんじゃないかという意見が出されましたが、これについて郵政省はどうにお考えですか。

○政府委員(金澤薰君) お尋ねのございました郵貯・簡保の資金運用でござりますけれども、これにつきましては、資金の運用状況、増加資産の配

分状況、主要資産の平均残高及び運用利回り、利息及び配当金等収入明細、資産運用費用明細等につきまして最大限開示しているところでございます。

民間生保や全国銀行と制度上比較可能な項目につきましてはすべて開示しております。例えば、簡保の場合、独自に開示している十九項目を含めまして八十九項目をディスクロージャーにより開示しているところでございます。

以上が本体の開示状況でございますけれども、続きまして簡保事業団におきましては、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律という法律がございますが、この法律に基づいて毎年度決算の状況を官報に公告するとともに、私ども「事業のあらまし」というディスクロージャー冊子をつくっておりますが、このディスクロージャー冊子によりまして財務諸表等を公表しているところでございます。

簡保事業団の資金運用事業でございますけれども、これは郵貯・簡保本体と共通の目的を持ち、それぞれの事業経営の健全性を図るために行われているところでございます。

信託銀行のみずから見通しに基づく投資判断により運用を行ないます一つの金融商品つまりパッケージ商品でございます。これは、売買するものではなく、長期保有を前提に信託契約を締結しているものでございます。時価の公表につきましては、時価を合理的に算定できる有価証券ということが原則になっているわけでございまして、売買できる商品とくどうものを対象にして現在時価情報を開示いたします。

○政府委員(金澤薰君) 先般、与党三党におきまつたといふ報道がありました、その概要についてお伺いいたします。

事業団を通じて郵貯・簡保の資金九千七百二十億円の運用を信託会社に委託したことを明らかにしたといふ報道がありましたが、その概要についてお伺いいたします。

○政府委員(金澤薰君) 先般、与党三党におきまして、この指定單と申しますのは、売買するものではない、一つのパッケージ商品であるといふふうに言えようかと思います。

それから、信託銀行相互におきましても顧客資

産を統一的な基準で評価することは現在行つておりません。したがいまして、それぞれの信託銀行が運用しております資産を合算することが非常に難しいという点がございます。

また、指定單の資産内容は日々変動していると

報告されまして、経済対策閣僚会議の中でこの案件について了承されたということでございます。

郵政省といたしましては、これらの流れを受けまして、今回指定單の増額を行おうということで決断したわけでございます。この指定單の増額の施策は、より一層有効適切な資金運用を可能ならしめるというものでございまして、預金者及び加入者の利益の向上という簡保・郵貯の本来の資金運用の趣旨にのっとるものというふうに考えておるところでございます。

今回の施策の具体的な効果でございますけれども、主として簡保の場合、今回投入しました金額は八千三百十一億ございますけれども、この資金は不用残を中心にして捻出したものでございます。不用とか繰り越しとか、そういう資金につきましては、これを運用するには具体的には平成十一年の運用計画の中に明記しないと運用できないという状況になります。したがいまして、一年間寝かさなきやいけないわけでございまして、今回の措置によりまして一年間、短期で転がさなくして運用が可能になつたという点があるわけでございます。

それから、債券市場を見ましても、国債の指標銘柄あたりを見ましても現在百三十円ぐらいいたしております。運用利回りは一・五%というふうな非常に低利な状況でございます。したがいまして、債券に投資するということも非常に難しい状況にあるということがございまして、今回の株式への運用というのはそれなりの成果があるだろうというふうに私どもは考へている次第でござります。

これらを受けまして、三月三十日に郵貯・簡保の指定單の運用額、先ほど簡保は八千三百十一億と申ましたが、郵貯は千四百一億でございまして、合わせて九千七百十二億、これを郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計から簡保事業団に資金交付を行つたところでございます。簡保事業団は、同日付で信託銀行と信託契約を締結いたしました。金錢を信託したという報告を受けてい

る次第でございます。

御承知のよう、指定單と申しますのは何を指定するかということでございますが、簡保事業団といったしまして指定いたしますのは運用対象、例えは株か債券か、それから運用割合、どの程度運用するかということを指定しているだけでござい

まして、具体的な株式の銘柄、数量、時期、こういうものについては一切指定はしないという商品でございます。したがいまして、信託銀行に資金を流した後は信託銀行がみずから裁量により売買の決定を行うといふものでございまして、郵政省が具体的な指示を出せる仕組みにはなってないといふものでございます。

このように、郵貯、簡保では純粹に資金運用の観点から指定單を通じて株式に投資しているものでございまして、株式対策を目的として行っているものではないということでございます。

○岡利定君 次に、貯金の関係でお伺いしたいんですが、大型の金融破綻をきっかけに金融システムに対する不安が高まる中で、いわゆる安全志向を強めた個人、企業がたんす預金や手元流動性の確保に走つて郵便貯金や優良銀行への資金シフトに拍車がかかっているというようなことが言われております。

きのう、四月一日に郵政省は平成九年度末の郵便貯金速報を発表したそうであります、それによると郵便貯金の純増額が前年度より倍増した、特に民間金融機関の経営破綻が相次いだ昨年十一月以降は前年同月を上回つていて等々から郵貯への資金シフトについて報道されているわけであります、これらについての郵政省の分析を含めた見解をお伺いいたします。

○政府委員(安岡裕幸君) 郵便貯金の平成九年度の純増額の推移でございますが、純増額というのは預入から払い戻しを引いた額ということでございますけれども、御指摘のとおり、昨年十月まではほぼ平成八年度並みで推移をしたといふことでございます。十一月以降は四兆二百五十三億円の純増ということで、平成八年度の三兆六千五十三

億円を上回つた状況になつたということでござります。

平成九年度の全体の結果でございますけれども、六兆六千三百十九億円ということでおございまして、約二倍ということになつたことは事実でございます。また、平年ということで五年度から七年度の平均額でございますが、五兆三千五百六十億円と比較しますと、やや上回つた状況だということでござります。

そこで、九年度が八年度に比べて増加しているということでおござりますけれども、八年度の動きもちょっと特異な動きをしておりまして、実は八年度は消費税率が引き上げられたということで大幅に駆け込み需要が多いということで郵貯の払い出しも増加をしたということでござります。さて、これまでまして預入も少ないということで平年に比べまして純増額が大幅に少ない状況であったということでおござります。

九年度の状況でございますけれども、今、逆に景気停滞だということで消費が大変低迷しているということでお金の払い戻しの割合が例年に比べまして非常に少ないということがござりますし、今の金融情勢とか低金利によりまして、郵貯の一種の安心のよりどころというふうな状況が見られたというふうに考えております。

一方、民間銀行さんの個人預金の状況を見てみると、実はまだ民間さんの方は去年の十二月末時点のものしかございませんけれども、その時点におきます残高の伸び率は6%というふうにあります。それにもまして郵貯も6・5%ということで、いずれも6%台の同じような伸びをしているということでござります。

いずれにいたしましても、郵貯は預入限度額一千萬の小口の少額貯蓄だということで、身近な国営の貯蓄機関ということで大変国民の皆さん安心の心のよりどころということになつております。

今後ともその役割を果たしてまいりたいと、このように考えております。

○岡利定君 それでは、四法のそれぞれについての御質問をいたします。

まず初めに、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案についてでございますけれども、全国二万四千余りの郵便局を結んだ郵便貯金のオンラインネットというのは、まさに日本最大のネットワークであり、国民共有の財産と言ふべきものだと思っております。

このオンライン網を民間金融機関に開放して相互に利用しようというのがこの法律案でありますけれども、そのオンラインシステムの開放及び相互利用の意義についてどのようにお考えですか。

○政府委員(安岡裕幸君) お答え申し上げます。先生、言われましたとおり、郵貯のオンラインシステムというのはまさに国民共有の生活インフラの機能を果たしていると思ひます。その郵貯オンラインシステムを民間金融機関に開放するということは、郵便貯金の利用者が民間金融機関のATMとかCDを利用してできるということだけではなくて、民間金融機関の利用者が全国津々浦々にございまして、郵便局のATM等を利用できるというところになるものでございまして、郵貯の預金者、銀行の預金者とともに国民利用者の利便性を飛躍的に向上させるもの、このよろこびに意義があるというふうに考えております。

○岡利定君 大変意義のあるものであります、今まで郵貯と民間の金融機関との提携が行われなかったのは、郵貯と提携すると資金の流出などが起つて民業圧迫になるんじやないかというような危惧があつたとか、あるいはまだ持つていてころがあるというようなことも聞くわけありますけれども、この点についての郵政省のお考え方

あるわけでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、民間と郵貯との一種の店舗網を相互に補完し合うといふことがあるんじゃないかと思います。それから、例えば災害時等で一方のシステムがダウンしたときはそれを補完し合うといふような機能もございまして、私どもこの意義というのはあくまでも国民利用者の利便を向上させることにあるということにして、実際に接続し合うとその資金シフト等のシステムと地銀さんのシステムを結び合わせるときに若干そういう資金流出があるんじやないかということを懸念する議論がありましたが、実際接続し合うとその資金シフト等の問題は生じた事実がなくて、逆にお互いに店舗網を補完し合う、一種の相乗効果があつたというふうに聞いておるところでございます。

○岡利定君 民業圧迫になるのじゃなくてむしろ相乗効果が高まるということであります。そういうことで有意義に使われることが望ましいと思ふます。

新聞報道なんかを見ておりますと、具体的にこの郵便貯金のオンラインシステムとの提携を希望しておられるような企業も幾つか出てきておるというふうに報じられておりますが、状況はどのようになりますか。

○政府委員(安岡裕幸君) A-TM提携というのには、先ほど申し上げたように、国民利用者の利便を向上させるということで、私どもとしても広く金融機関に参画をしようじゃないですかといふことで呼びかけを図つてきたところでございます。

本日、四月二日現在でございますけれども、都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会の加盟行、長期信用銀行、それから信用金庫、農協など合わせまして合計五十七社から相互開放の要望があるところでございます。

○岡利定君 それでは、ちょっと細かいことになりますけれども、法案の第二条第一項の「事務の

委託」というところでありますけれども、ここで金融機関に委託する事務としては当面具体的にどういうものを考えておられるのか、また第四条で「事務の受託」があるわけでありますけれども、これについてはどうか、お教えいただきたいと思います。

と、天災その他のを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは利用の制限、業務の停止というものを乞うただいふように書いておりますが、具体的なケースをお教えいただきたいと思います。

○政府委員(安岡裕幸君)　お答え申し上げます。

ござります「その他の金融業を営む者」ということと
でございますけれども、本法律案の二条は郵貯と
提携を行う金融機関につきまして「銀行、信託会
社、保険会社その他の金融業を営む者であつて郵
政省令で定めるもの」という規定ぶりになつてお
りまして、これを本法案の金融機関と称している
ところとござります。

このような場合に、郵便局における重要な業務の遂行を確保する、こういう観点から利用者が払い渡しを受けることができる金額を制限したり、取り扱う業務の一部を停止することができるよう、法的根拠を整備したということでございまして。

レヒーの業界の特性、即ち力ある大企業が主導する傾向を踏まえれば、さういいますので、そういうふたところが金融機関の性格として決められるということで、この省令で定め得る金融機関の範囲はいわゆるATM提携に係る業務を前提に定めるということになります。

ついで要望いたしておきます。
次に、郵便振替法の一部を改正する法律案でござりますが、これは払出証書の証書限度額の引き上げとか特種取り扱いサービスの改善など、郵便振替利用者の利便の増進に資する内容でありますので、大変結構なことだと思っております。
そこで、払出証書の証書限度額、一枚百万円に

ては、通常貯金の預入、払い戻し、それから預金者貸し付け、残高照会などの事務を想定しているということです。

逆に金融機関から受託する事務といたしましては、預金等に係る金銭の受け入れとか払い出しのほか、これらについての残高等の照会を想定しているということです。

○岡利登君 続きまして、第五条の「利用の制限及び業務の停止」であります。が、法文によります

○政府委員(安岡裕幸君) まず、払出証書の閑便下となっておりますが、これを千五百万円以下に引き上げたこと、それから支払通知書の金額を一万円以下から三十万円以下に引き上げた理由をお伺いいたします。

金融機関に委託する事務としては当面具体的にどういふところでありますけれども、ここで天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要がある種類といたしまして非常に一般的な態様は、命保会社とが保険会社さんが保険金等を送金

「事務の受託」があるわけですから、第四条でいうものを考えておられるのか、また第四条でいうふうに書いておりますが、具体的なケースを参考とさせていただきます。

るときは利用の制限、業務の停止というものを行ふなどというふうに書いておりますが、具体的なケースを参考とさせていただきます。

るといふ場合によく御利用いただきているといふことがあります。それから、信託銀行さんだけは皆同じ手数料とするところもござります。

○政府委員(安岡裕幸君) 法案の第二条第一項に
ます。
○政府委員(安岡裕幸君) 大地震などの天災によりまして局舎の使用に支
えられるとお答え申上げます。
○政府委員(安岡裕幸君) お答え申上げます。
従前は拵出証書の証書期限といふことが百万利
用されるとおっしゃいます。

ござります。その他の金融業を営む者」ということでもござりますけれども、本法律案の二条は郵貯と提携を行う金融機関につきまして「銀行、信託会
障が生ずるといった場合とか、大火などによりまして局舎の利用が不能になるという場合が非常のときに想定されるわけでございまして、そういう以下とされていたわけですから、さらに昭六十二年に業務の遂行上支障がないという場合は五百万に引き上げることにしたということです。

社、保険会社その他の金融業を営む者であつて郵政省令で定めるもの」という規定なりになつておつまつて、これを本法上の金融機関と称してゐる場合には金融機関から委託を受けました事務の遂行が困難になることが考えられるわけでございます。

こう」といいます。
御指摘の「その他の金融業を営む者」といった場
この場合に、郵便局におきます重要な業務の遂行を確保する、こういふ観点から利用者が
これたところはそういうことにしましょうといふ
とにしたわけですが、すべて今オンラインス

合の範囲」というのはこれでかなり広範なものになりますが、具体的な範囲は郵政省令で定めるということで、その省令で定める金融機関の渡しを受けることができる金額を制限したり、取り扱う業務の一部を停止することができるようになつていて、実質的には現在は証書限額は五百円といふことです。

関がATMとかCDによる金銭の受け入れとか払い出し業務の委託、受託のために提携をするわけ。こういう規定につきましては、郵便貯金法あるまことに、子会社の手元の業者を見直すから法律上上げましたよううに、保険金額を支払うということになりました。別にございません。二月十四日を過ぎる場合

の性格として決められるということで、この省令で定め得る金融機関の範囲はいわゆる ATM 提携による預金の扱前の業務を対象とする法律に沿ってござります。また、ATM 提携による預金の扱前の業務を対象とする法律にも設けられておるところでございまして、○岡利定著 この利用の制限及び業務の停止といふなどもして、例えば五千五百万円を超過する場合は、今五百五百万円までと制限されていまして、これは、今五百五百万円までと制限されていますので、たゞ、その証書を三枚作成しないといけないという

險会社のほかに長期信用銀行、信用金庫、農協等を規定することを想定いたしております。そこでついて要望いたしておきます。

次に、郵便振替法の一部を改正する法律案でござるが、これは今十万円ということになつていて、一方、支払通知書というサービスでございまが、これは今十万円といふことになつていて、これが、つづり印の裏面はまだつづり印が、つづり印の裏面はまだつづり印が、

これから、金融機関に委託をする事務としましては、通常貯金の預入、払い戻し、それから預金振替利用者の利便の増進に資する内容であります。さしあずか。これは拙出証書の範囲限界の引き上げとか特殊取り扱いサービスの改善など、郵便振替利用者の利便の増進に資する内容でございます。ところが、その利便の増進は預金の貯蓄金である場合によく御利用いただいているというござります。

者貸し付け、残高照会などの事務を想定している
ということをござります。
逆に金融機関から受託する事務をいたしまして
下となつておりますが、これを五百五百万円以下に
とまた複数の支払通知書を切つていかないかぬ
いう話になりますので、これを三十万に引き上
るので、大変結構なことだと思っております。
そこで、払出証書の証書限度額、一枚百萬円以
て、大変結構なことだと思っております。

は、預金等に係る金銭の受け入れとか払い出しのほか、これらについての残高等の照会を想定して引き上げたこと、それから支払通知書の金額を十万円以下から三十万円以下に引き上げた理由をおまじで一枚で送金ができるようにしたい、こんどころが改正の趣旨でござります。

○岡利定君 続きまして、第五条の「利用の制限及び業務の停止」であります。法文によります。いろいろなことがあります。
○政府委員(安岡裕幸君) まず、払出証書の関係でございますけれども、この振替サービスの利用を伺いたします。
○岡利定君 もう一点でなければとも、加入者が払出証書の交付を受けて、みずから受取人に送達することができるようにするというように改める

うであります。が、その理由は何でしょうか。
○政府委員(安岡裕幸君) 現在の郵便貯蓄の加入者が加入者以外の方に送金するというケースでござりますけれども、現行の制度におきましては、郵政省におきまして払出証書を作成して、これを基本パターンの仕組みになっているということをございます。
しかしながら、近年、こういう払い出しによる送金の利用者、よく利用していたんでいるのは生命保険会社とか信託銀行さんなんですねけれども、みずから払出証書の交付を受けて、みずからその受取人に送付をしたい、こういう要望が出てまいりました。その要望の趣旨というのは、払出証書とあわせまして自社の商品のパンフレット等を同封して受取人に送付する、いろんなメッセージを送付したいという要望がございまして、それについたるるために基本パターンとは違う払い出し方法をとれるように所要の改正を図ろう、こういう内容のものでございます。
○岡利定君 それでは、最後でございますけれども、郵便貯金法の関係であります。
事業の健全運営に資するために、保有国債等を信託銀行に信託して、これは貸し債といふんですねが、貸し債券の債務を行わせる有価証券信託を導入するということであります。
これに関連してお伺いいたしますが、今回なぜこの有価証券信託を導入するのか、その理由をお伺いいたします。
○政府委員(安岡裕幸君) 郵便貯金の自主運用は金融自由化対策資金を運用するという格好でなされておるわけでございますけれども、この国債を貸し付け運用するという制度は、平成2年から郵政省自身が国債、地方債等を金融機関に貸し付けられて、貸し付けた利回りをいただくという仕組みでやっているということをございますが、その量がかなり増加してきたといったことに伴いまして貸付事務が煩瑣になってしまったということをございます。

そこで、信託銀行に債券貸付事業を委託することによりまして一層の効率化を図るとともに、貸し付けを行う債券の量をふやすことで運用益の向上を図る、こういうふうにしたいというが改正の趣旨でございます。

○橋嶋泰昌君　引き続いてさせていただきたいと思ひます。

最初に、私はこの四法案を拝見して、非常に細かいものまで法律案に入っているなどという印象を強く受けるんです。

例えば、郵便貯金法の一部を改正する法律案では、貯金証書に預金者があらかじめ提出する写真を複写する取り扱いその他特別の取り扱いを行ない、そのときには手数料を徴収するものとするというのが一番最初に来るわけです。それから、先ほど岡先生が御質問になりましたけれども、金融自由化対策資金をもつて取得した債券を信用業務

ただししかし、郵便貯金、簡易生命保険は国の事業としておやりになつてゐる。片方では國の絶大な信用をもつて國が貯金あるいは保険を保証している。それからさらには、所要の施設等の税金を免除してゐるといふような保護を加えているわけで、すから、その使命に照らしてその運用を非常に厳しく規定しているということはわかるんですけれども、それにしてもどうも細かいところで法律の改正をしている。

けれども、どうも内容が細か過ぎるのじやないか
という印象をまず受けるんです。普通の金融機関で
いえば業務方法書をちょっと直せばそれで済む
ものをここに法律として持ち出しているというよ
うな印象すら受けるわけですが、御印象はいかが
でしようか。

○政府委員(安岡裕幸君) ただいま先生から御指摘がありますように、この法律に大変詳細なところまで規定をされているということで、もつといろいろ弾力化すべきではないかというお話をだと思ひます。

まず、先生もおっしゃっているように、為替・貯金事業は国が行う事業だということをございますとして、やはり一定の法律の制約を受けて事業運営をしていくということで、そういう面でやむを得ない面があるというふうに考へているところでございます。一方で、先生御指摘のように、預金者のニーズにこたえまして適時適切に業務運営をしていくということで、これからますますビッグバンだとか自由化が進む中ではその辺を心がけていかないかぬということで、私どもとしても為替・貯金事業を所管する法律についてはできるだけ法制定を緩和していくこうということで努力はしてきたりでございます。

一年に郵便貯金の預払いの取り扱いについて必要な事項は省令において定めますというふうに改正しました。実は、昔は一つのことをするについて必ず法定して書くということから、一種の包括的な省令委任事務を設けるとか、それから振替法でいいますと、従前は料金そのものを、これは財政法との関係もございまして具体的に金額が明示されていましたということですけれども、それも一定の範囲で料金の法定を緩和するという格好にしてきたところでございます。

今回についても、確かに細かいところまで規定

項についてはやりますよというような条項を設けるなどいたしまして、できるだけ細かな規定、具体的なサービスの中身は省令に委任していくところでございますけれども、確かに先生御指摘のように、これからまでは寺代は変化するところですが、国管管轄事務につきましてはやりますよといふ條項を設けております。

それでも国民の皆さんのお望みにも機動的にこたえていかなきやいかぬという意味合いで、法律の規定等につきましては一層彈力化を図るということでお互い一生懸命努力していかなきやいかぬ、こんなことで考えております。

○ 横崎泰昌君 細かい規定があるということは、すなわち細かい規定がなければ動かないということなので法律案を出してきてはいるんでしようけれども、従来は大蔵省その他との関係があつて郵政事業の範囲を細かく制限するということが必要だという意識もあつてこういうやうあいになつてはいると私は思ふんですよ。

ただ、先ほども申し上げたように、国民との権利関係は法律で相当厳しくやらなきやいけないのかなと思いますけれども、資金運用面の話、そのような話は金融自由化と絡めて包括的な規定を置くとかしないと何ともならないのじゃないかと。例えば、外為の両替事業をやつておられますね。その根拠は何ですか。

○政府委員(安岡裕幸君) 今、郵便局窓口で外貨の両替業務を営んでいますけれども、これにつきましても外貨両替に関する、正式名称はちょっとあれていますけれども、法律に基づいて実施をしているということです。

○橋崎泰昌君 それはおとといまでの話なんですよ。ところが、きのうからは自由化されてだれでもできるということで、自由にできるんだからやるよ、こういう話ですよね。法律上の根拠はないぢやないですか。答弁してください。

○政府委員(安岡裕幸君) 外為法との関係でござ

すということでありましたけれども、今回の改正によりましてそこの点はなくなつたということことで、郵政大臣のみずから判断で利用者のニーズにこたえるような格好で店舗そのものもふやしていふといふことです。

（相馬泰昌君） 私は今、局長が言われたのみですか。法律上の根拠が、旧来のやつは両替商の認可を受けてやつていた、しかしもうそんなことはなくなつてしまつて、何でもできるんだ、だれでもやつていひんだということでおられるんじやつていいんだといふことは、大変結構な話だと思うんであります。

やないかなというふうに思つてゐます。
私は、そのように金融自由化の関係に応じて自由にいろいろなことができるような体制を、先ほど申し上げたように国民との関係ではさまたな制約はあると思いますが、国営であるといふ点からいって安全、確実にということもあると思いますが、そういうような発想を持つてやつていただきたいというふうに思つてゐますけれども、大臣の御感想はいかがでしようか。

○國務大臣(自見庄三郎君) 横崎委員も今申されましたように、郵便事業は国の事業でございまして、安全、確実、有利ということが原則でござります。しかしながら、今申し上げましたように、ビッグバンの時代になつてきましたわけでございまして、今まで法定制の緩和に努めたということはるる局長が申し上げたわけでございますけれども、さらに、こういつたビッグバンの時代でございますから、預金者のニーズへの迅速な対応あるいは事業の機動的運営が可能になるよう制度の整備に一層努めてまいりたいというふうに思つております。

○橋崎泰昌君 今、大臣がお答えになりましたように、なかなか難しい面があると思ひますよ、細かいことをいっぱい書いてありますから。その枝葉をやるということになると、またつくらなきやります。

てやらないと何ともならぬことだといふのがあります。

そういう意味では、私の申し上げたのが必ずしも正論を得ているとかそのとおりにせよとか、そういう意味ではないですけれども、そのようなことを金融自由化に即して、ビッグバンに即して御検討なさることは必要ではないかといふのが思っています。

それから次に、通称ATM法、郵便貯金及び預金等の受払業務の委託及び受託に関する法律案の中で、民間銀行と郵便貯金とがATM等を相互に使えるということではありますけれども、それは金融業という言葉を使っておられるわけですね。新聞等で拝見しますと、またお聞きしてみますと、信販業界がこれを利用しようとおられるように思います。

信販というのは実は本体は貸金業と割賦販売と両方の法律根拠を持つていて、金の貸し付けの業務という例が多いわけでござります。今回、銀行等の民間金融機関と信販会社とのATM提携において信販会社というのは、貸し付けに係る現金の払い出し等の業務の銀行への委託を行っているということになります。預貯金が信販会社から受託することになる業務もこれと同様なものになるということでございます。

一方、割賦販売金等にも今郵貯が使われているわけですから、現在、預貯金口座から代金を引き落とすといふ自動引き落としといふのが一般的に行われているところでございまして、この件については本件提携対象の業務としては入っていないということがあります。キャッシングの部門が今回の提携だということでございます。

○横崎泰昌君 非常にややこしいんですね。今、割賦販売で郵便貯金との間の振替といふふうなことを言われましたけれども、実は郵便貯金

から振りかえるばかりではなくて、現金でもつて決済をしていくことになります。民間、郵貯を問わず、それを口座が頻繁になつたりいたしまと自動的に引き落としするという形にだんだんなろうかと思ひますけれども、現金でもつて郵便局に払込用紙を出して○○割賦販売の○○をいた

だきたいというケースもまだござりますのでそういう態様でやつていているということでございます。そこで口座が頻繁になつたりいたしまと自動的に引き落としするという形にだんだんなろうかと思ひますけれども、現金でもつて郵便局に払込用紙を出して○○割賦販売の○○をいた

だきたいというケースもまだござりますのでそういう態様でやつていているということでございます。そこで口座が頻繁になつたりいたしまと自動的に引き落としするという形にだんだんなろうかと思ひますけれども、現金でもつて郵便局に払込用紙を出して○○割賦販売の○○をいた

だきたいというケースもまだござりますのでそういう態様でやつていているということでございます。そこで口座が頻繁になつたりいたしまと自動的に引き落としするという形にだんだんなろうかと思ひます。

○横崎泰昌君 そうすると、割賦販売の一部のはATMは使えない、現金でやつてもらおんですといふことになると、それは自動振替機か何かを使つておられますね。

○政府委員(安岡裕幸君) いろいろな態様がございまして、郵便局に行つて現金でもつて送金を

まして、口座と口座で自動的にやるケースはそ

の道はニーズのある限りまた別の方法として活

用していくということになります。ATMを使えないわけだから、現金で払おうといふ

ときにはATMを使つてそれは使いようがないんだと思いますが、そこら辺のところは非常に紛らわしくて、信販がATMに加入している

要するに、金融機関ですから為替リスクがあつてそれなりの運用をするのはやむを得ないとして、それを郵政省自身がおやりになるということは、大変失礼な言ひぶりですけれども、金融についての十分な知識を持つてない国家公務員が為替の先行きを予想して運用なさるというのはいかがかといふが如くに私は思いますが、その点はいかがでしょうか。

○横崎泰昌君 やつぱり口座を持つてないひとATMを使えないわけだから、現金で払おうといふときにはATMを使つてそれは使いようがないんだと思いますが、そこら辺のところは非常に紛らわしくて、信販がATMに加入している

○政府委員(金澤薰君) 外国債の運用に当たりましては、私どもは主として流動性の観点、それからリスクの観点等々を勘案いたしまして分散投資を行つております。現時点での為替差損でござりますけれども、為替益となつております。二千五百億の為替益が出ております。

これらの分野と民間をどのように活用するかということになりますけれども、現在の法律

の中では簡保資金につきましては郵政大臣がこれを管理、運用するということが原則になつております。外部にこれを任せると、それは現在認められておりますのは指定單といふ制度しかございません。したがいまして、私どもとしていろいろな外部委託をしているものとの割合を質問いたしましたが、どうも郵政省がみずから資金の運用をやつてあるという分野が非常に多いようになります。

そのときに外貨の運用について御質問申し上げたわけですが、外貨の運用は現在どこかの外部機関を使つてやつておられますか、それとも郵政省が御自分の判断でやつておられますか。

○政府委員(金澤薰君) みずから判断でやつております。

○横崎泰昌君 私は、その決算委員会で質問したときに、正確な数字はよく覚えていませんけれども、ちょうど日本円が高くなつたとき、簡易生命保険で約八千億ぐらい、郵便貯金で約四千億ぐらゐ為替差損のできていたときなんです。幸いにしても、今でも郵便局に行つて現金でもつて送金を

して円が今少し安くなりましたからそんなに欠損は出でないと思ひますけれども、そういう運用は安全、確実ということと大分違つんじやないですか。

○横崎泰昌君 考えているのは結構ですけれども、それなら法律をその前に直せばいいんです。考えておりますというのも結構だけれども、また現在の法律でできないというのも結構だけれども、考え方として、郵政省側の役人が御自分の判断でリスクの大きい為替を、売買をやつているわけじやないですか。

○横崎泰昌君 考えているのは結構ですけれども、それなら法律をその前に直せばいいんです。考えておりますというのも結構だけれども、また現在の法律でできないというのも結構だけれども、考え方として、郵政省側の役人が御自分の判断でリスクの大きい為替を、売買をやつているわけじやないですか。

実はこのほかに郵政省が外部委託をしているものは、さつき間先生の御質問された指定單と、それからもう一つは国債の運用、それを信託なさる。

○横崎泰昌君 どうしておられないわけですよ。あと、運用としては地方公共団体に対する債であるとか、これはなかなか現在においては外部に委託しようとるのは無理かもしれませんけれども、そのほかに社債の購入、金融債の購入、国債の購入、それぞれいろんなことをやつておられるわけです。

そういうことを郵政省の本体が、ということは郵政省の役人がそれをみずから運用するということについては疑問を感じませんか。いかがですか。

か。

○政府委員（金澤薫君） 簡保資金の運用実績でござりますけれども、平成八年度末で四・一四程度で回っております。同時期における民間の運用実績は二・九幾つでございまして、簡保の運用は民間に比しても劣らない運用をやっているのではないかというふうに思つております。

しかしながら、先ほど失礼申し上げましたが、指定期外に昨年から有価証券信託というものが簡保について認められておりますが、いずれにいたしましても、私どもできるだけ運用方法を多様化いたしますために民間能力を活用したいということにいたしまして、先生と同じ考え方でございます。したがいまして、それができるような方向でさまざまなもの予算要求その他をやっておるわけでござります。

今後とも、先生の御趣旨をも踏まえて、外部能力の活用という方向でさまざまな予算要求をしてまいりたいというふうに思つております。

○橋崎泰昌君 四・一%だと余計なことを言う必要はないんですよ。それはたまたまそういうふうになつて、それができるよう方向でございません。余計なことを答えてもらつちや困る。

それから、現在の法律の体系ではそうならないですけれども、実は私は、今どうしているのか、今うまくいっているのかねというのを聞いているわけではないんです。そうではなくて、資金運用の体系としてどういうふうに物を考えているのかと議論したいというふうに考えてるんです。

というのは、資金運用部の預託が廃止されると、このことが中央省庁等改革基本法案、まだ審議されていませんのでありますけれども、政府の方針としては打ち出されています。そのときには資金運用部に対する預託を廃止し、郵政事業の資金を「当該資金の全額を自主運用とする」と書いてあるわけです。そこ

して、郵政公社に移管するには法案にはその年限が書いてありませんけれども、自民党的案ですけれども、二〇〇一年ぐらには移行したらどうかということが議論されているわけです。私は、その間にそれに備えてどういうふうに郵便貯金事業あるいは簡保事業の資金運用の絵をかいていくのか、これは大いに議論をしていかなければなりません。か、これには大いに議論をしていかなければなりません。か、これは大いに議論をしていかなければなりません。

ことであるというふうに思つてます。

さらに言えば、いろんな議論がござります。

内

部に大金融機関としての人材を育成して、その人

たちが運用をすべきであると。えつ、公務員に大

金融機関に匹敵するような金融専門家を置くのと

いうような議論もあります。全部外部に移管されないじやないかと、あるいは全部は外部に委託できかないかもしませんが。例え、地方債とか

あるいは財投機関債なんという議論もありますけ

れども、そのようなときに、時には判断のいかんにかかわらず出さなきやならぬなどいうところに追いつ込まれるのかもしれません。

しかしながら、そういうもの以外に、何しろ郵

便貯金は二百四十兆円ですよ。全金融機関の四割

の資金量を占めているんですよ。簡保事業は百兆円

の資金量を持っています。全保険会社の四割の資金

量を持つっているんです。それだけの資金量を持つてやるわけですから、その運用方針というの是非常に大変なことだと思うんですね。ただ単純に郵

政省で議論なさつてこれでいいじゃないのという

程度の話はちよつと違なうというふうに思つてます。私はこれを表現して、小さな池で鯉が泳いでいるようなのだと、ちょっとと暴れると水がぼしゃばしゃと外へはみ出しちゃう。悠々と泳いでいるもらいたいわけです。

そういう意味からいと、資金運用の方途とい

うのは非常に重要なモメンツであつて、郵政省に

おいて外部委託をどういうふうにするのか、要

するに金融の専門家として金融のみを勉強してき

た連中、そういう連中はどういうふうに対応し

ていくのか。先ほど局長がおつしやつた投資会

社、そういうのを活用なさるものいいでしよう。

しかし、そういうことについての検討を今から十分やつて議論していかなければ間に合わないよと申しますことを申し上げたい。

私は、外部委託できるものがあれば、できる限りそれに即応しておやりになるのがいいというふうに思いますけれども、これについての大臣の御所見を承つて質問を終わりたいと思います。

御所見を承つて質問を終わりたいと思います。

確かに即応しておやりになるのがいいというふうに思いますけれども、これについての大臣の御所見を承つて質問を終わりたいと思います。

しかし、そういうことについての検討を今から十分やつて議論していかなければ間に合わないよと申しますことを申し上げます。

私は、外部委託できるものがあれば、できる限りそれに即応しておやりになるのがいいというふうに思います。

いるというふうに私どもは勉強をさせていただいだことがあります。

やはり、今、先生が申されましたように、ピッグバンの時代でもございますし、一方、国の事業でございますから安全、確実、そういったことも大変大事なことでございますから、そういうことを勘案しつつ適時適切に、自主運用の責任の重たさを大変感じますが、やつていただきたいというふうに思つております。

○橋崎泰昌君 質問を終わります。

○伊藤基隆君 現在、我が国の金融は急速なグローバル化の流れの中にあるというふうに思うわけでございます。グローバル化はすなわち自由化とネットワーク化であります。

まず、ネットワーク化の問題について、その視点からお伺いしたいわけでございます。残念ながら民間金融機関の賛同を得ることができませ

ざり、これまで民間とのATM提携が実現しなかつたところでございます。

しかしながら、ようやくにしまして、平成九年度の予算でございますけれども、信販会社等とのデータ送受信実験が認められまして、平成十年度の予算案においてもATM提携の実施のための予算が計上されたところでございます。

情報通信技術の発達によって海外では金融分野で情報通信の活用が急速に進んでいたというふうに思われます。電子マネーやネットワークを通じた取引さえ行わるつあるといふ状況でございます。ところが、我が国は海外に比べて随分とこの分野での立ちあがれがあるのでないかといふふうに思ひます。

今般、郵便貯金のCDやATMと民間金融機関のCDやATMを接続できるようにする法案がようやく出てまいりました。この施策は、利用者の利便とということを考えれば、大変その利便を向上させる上でだれしもが非常にいいシステム、制度といふうに、わかりやすいものだと思つうわけであります。改めて考えてみれば、この郵便局のCDやATMを民間金融機関のCDやATMと接続してお互いに利用できるようにするといふ話がこれまでなかなか進展を見なかつたといふのは、私に言わせれば大変おかしな話ではなかつたかといふうに思ひます。

郵政省は、郵便貯金と銀行等のATM等の接続を平成六年の予算要求以来求めてきたようですが、どうしてこんなに今日までの年月を要したのか、これまでの経過について述べていただきたい

というふうに思います。

○政府委員(安岡裕幸君) お答え申し上げます。

郵政省といだしましては、国民共有的財産とも言つべき郵便貯金オンラインシステムネットワークリークを効率的に活用しまして国民利用者の利便の向上を図る、こういう観点で平成六年度の予算要求以来、民間とのATM提携に係る調査研究の要求をずっと続けてきたところでございます。残念ながら民間金融機関の賛同を得ることができませ

ず、これまで民間とのATM提携が実現しなかつたところでございます。

しかしながら、ようやくにしまして、平成九年度の予算案におきまして民間とのATM提携の実施のための予算が計上されたところでございます。

今そのための法律案を御審議いただいているところでございますけれども、御採決いただけましたならば、できるだけ準備を早目に行いまして早期に実施を行つてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○伊藤基隆君 おくれた原因はいろいろあるんでしょうが、今の答弁の中ではその原因について郵政省がこのように考へているという見解が出されておりません、言いにくいのかもしれませんけれども。

私は考へるに、そのおくれてきた原因は、なかなか民間金融機関の賛同が得られなかつたといふ

言葉にあるように、民間金融機関の時代おくれの感覚にあつたんだといふうに私は思つていま

す。郵便局と銀行等のCD、ATMを相互に結ぶことのない対応を続けてきました。これはATM接続問題を

利用者にとって便利になることは疑いがない、

うふうに思ひます。

郵便貯金が国営であるのはけしからぬといふ

張がこの間ずっと続いてきました。それが民営化しなければ接続しないというような次元の発想となつたんだとしたら、国民の利便、金融自由化とかグローバル化とか言われる中で大変おくれた対応ではなかつたかといふうに私は思つてます。

今回、ようやく民間金融機関でも郵便貯金のATM等の接続に名乗りを上げたということは極めて喜ばしいことだといふうに思ひます。

そこで、広く金融機関に参画を呼びかけてきたところでございます。本日、つまり四月二日現在でございますが、都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、長期信用銀行、信用金庫、農協など合計五十七社から相互開放の要望があるところでございます。

○伊藤基隆君 大銀行と言われるところはどうなのかといふところでございますが、今言われたように多くの機関が名乗りを上げてきていることは大変いいことだといふうに思ひます。

しかし、まだ部分的な対応と言わざるを得ないだろうといふうに思つてます。公的なインフラネットワークといふものが全国の郵便局ネットワークであるわけで、民間企業、民間金融機関がその公的インフラを活用し、その上でみずからの活力、国際的な場面での力といふのを高めていくといふことが理想的な姿ではないだろうかといふうに思ひます。

ただ、シティバンクと郵便貯金との提携といふことが出たときに、このことがなかなか認められなかつたのではないかどうかといふうに思ひます。

そこで、我が国におけるこれまでの金融自由化に対する、郵便貯金としてどのような考え方でどのような対応をしてきたのか、お伺いしたいというふうに思ひます。

そこで、我が国におけるこれまでの金融自由化に対する、郵便貯金としてどのような考え方でどのような対応をしてきたのか、お伺いしたいといふうに思ひます。

○政府委員(安岡裕幸君) 郵便貯金は個人、小口の貯金をあまねく公平にサービスを提供しまして預金者の利便を向上する、これが私どもの使命でございまして、金融自由化に対しましてもそのことが個人預金者の利便を増進するという立場で積極的に取り組んできたところでございます。

うに私は思つております。

しかし、何よりも今回の措置は利用者が便利になることでありますし、我が国としてもより効率的なネットワークをつくり上げる、社会的なネットワークができるてくるということになりますので、民間金融機関など全体がお互いに接続されるような関係者の一層の努力を求めますし、郵政省の予算案におきまして民間とのATM提携の実施のための予算が計上されたところでございます。

今そのための法律案を御審議いただいているところでございますけれども、御採決いただけましたならば、できるだけ準備を早目に行いまして早期に実施を行つてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○伊藤基隆君 おくれた原因はいろいろあるんでしょうが、今の答弁の中ではその原因について郵政省がこのように考へているという見解が出されておりません、言いにくいのかもしれませんけれども。

私は考へるに、そのおくれてきた原因は、なかなか民間金融機関の賛同が得られなかつたといふ

うに思ひます。

郵便貯金が国営であるのはけしからぬといふ

化すると新たな商品開発や利用者本位のサービス競争が行われることになりますので、預金者が、金利はもちろんのことでござりますけれども、商品、サービス面も含めまして自由化のメリットを享受できる、こう考えまして金融自由化に対しまして一貫して積極的に御指摘のとおり取り組んできたところでございます。

具体的に申し上げさせていただきますと、まず金利の自由化でござりますけれども、民間金融機関と歩調を合わせまして、平成元年の六月でござりますけれども、小口MMCの導入ということを皮切りにしまして金利自由化を推進しまして、平成六年十月の通常郵便貯金の金利自由化でこの自由化は完了したというところでございます。

それから、郵便貯金の商品面の改善でございま
すが、平成元年に、小口MMCの導入にあわせま
して、従前、郵便貯金の定期は預入期間が六ヶ月
と一年のものしかございませんでしたが、それに
三ヶ月、それから二年、三年物を追加したという
ことでござります。さらに、平成四年でございま
すが、通常貯蓄貯金を創設する、それから、平成
六年でございますけれども、預入期間四年物の定
期を創設するということをやったわけでございま
す。

それから、これは商品面といふか入り口面でござりますけれども、資金の運用面に関しましても、昭和六十二年から資金運用部への預託利率につきまして市場金利に連動をするということで決定いたしておりまして、事業の健全経営を図るというふうなことをやっています。それから、同じく六十二年でございますけれども、郵貯の自主運用でござります金融自由化対策資金の創設を行いまして金融自由化にいろいろと適切に対応したというのが経過でございます。

○伊藤基隆君 大蔵省においてになつていただいていると思いますが、大蔵省にお伺いいたしま

今でこそピッグバンのかけ声のもとに自由化の進展に消極的な態度をとる金融機関は見当たらぬ

いわけでございます。しかし、長らく自由化に消極的であつたと言われるもののツケは大きいわけとして、自由化よりは規制のものとの横並びを重んじたために利用者によりよいサービスを提供しようという競争がおろそかになってしまって、結果として競争が進んでいる海外の金融機関に比べて新商品開発やリスク管理面の技術が格段に劣つ

てしまったのではないかといふに思います。今日の我が國の銀行は、新商品のための技術革新ができるいない、バブルやその後始末に時間との差がますます開いていると言わなければなりません。アメリカではミューチュアルファンドは個人の運用資産としての中心的な存在となつておりますけれども、日本の投資信託はいまだに傍流の位置づけしかされていないのではないだろうかと、いうふうに思います。新聞紙面で商品のPRなどにぎやかなのはシティバンクの外貨預金など外資系の商品であつて、日本に育つた者として寂しい感じがするわけでございます。

大蔵省にお伺いする所で、我が国の民間金融機関の金融技術革新の現状の水準についてどのように認識しているか、また海外におくれをとった原因は何だと考えておられるか、この点について見解をお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(中井省吾) お答えいたします。

先生御指摘のとおり、現状を見ますと、確かに日本の金融機関は海外の、特に欧米先進国における金融商品の開発等に正直に申し上げておくれをとつていると言わざるを得ない状態でござります。これは、原因をさかのぼつてみますといろんな複合的な要因があろうかと思ひますが、例えば、今、安岡局長がお話をされましたけれども、金利の自由化に関して申し上げますならば、当然金融機関側におきまして競争に対する恐怖、あるいは自己の経営に対する影響への懸念というのも強くございました。

それからもう一点忘れてはならないのは、日本においては郵便貯金という国営の金融機関がかな

り大きなシェアを占めておられる。そこで金利を自由化いたしますと、まさに国営の金融機関であ

の調整に我々の力が非常に不足いたしまして、大変時間がかかってしまう。

る郵貯がプライスリーダーになつて、自由主義経済で各金融機関が自己の判断で金利をつけていく。という金利自由化後の世界にもかかわらず、国営の金融機関がプライスリーダーになつて競争に負けてしまうのではないか、そういう大変な恐怖が あつたわけでございます。

あとうかと思います。

機関が同じ商品を持ちましょと。したがいまして、定期預金等についても預入期間が郵便貯金については限られていたわけですけれども、基本的には民間が持つているような期間についても郵便貯金はオーケーにしましよう、そのかわり金利については民間がつけた市場金利運動にいたしましようということで自由化に対する解決を図つてきました次第でございます。そういう努力はしてまいりました。

これと並んで業界の間の争いが非常に錯綜いたし

は、戦後、専門金融機関制度というのをとつて
きておりまして、御案内のとおり、銀証分離とい
うのがございます。証券会社と銀行が分離され
てござりますが、我が国の金融制度と申します

がございましたけれども、現在の状況におきまし

銀行、信託銀行ということで細分化されており、それぞれの機関がそれぞれの商品を持って資金仲介をしていくと、証券会社は当然のことながら証券商品でありますし、銀行は預金、定期預金、普通預金でございます。長信銀は金融債、これは長期の資金でございますし、それから信託銀行については貸付信託、これは一種の変動金利商品でございます。こういう体制になっていたものでございますから、どうしても新商品というのはそういう伝統的な商品のはざまの商品が出てくる場合が多い。このはざまの商品を導入するに当たりまして

て、大変残念ながらそういう専門化された既得の金融機関の間での争いというものが生じる。それ

そういうような措置をとりまして、少なくとも我々は、いわゆる一般の金融機関が金融商品の開発を憂いなく、法的な規制に対する心配なくできるような土壤づくりを既に始めておりますし、これからも積極的に推進していきたいと考えている次第でございます。

○伊藤基隆君 ただいま郵政省、大蔵省の答弁を聞きまして、質問予告していないのであります。が、関連して少しお伺いしたいと思います。

本日の新聞に、「郵貯残高二百四十兆円に迫る」、昨年に比べて二・一倍の純増であると。新聞紙上で、「金融機関の経営破たんが相次いだ昨年十一月以降は前年同月を上回っている」、「民間金融機関の破綻が相次いで、それに対する不安感から郵便貯金に資金が集まっていると。民間金融機関が、「民間から郵貯に預け替える動きが加速している」とシフトに対する懸念が表明されております。

私は、郵貯の主力商品について大蔵・郵政合意がありますからもう何年も前から主力商品の金利が民間より低く抑えられている、にもかかわらずこういうことが起つて、金利が低い方に集まつてくる、それは安全であるからということだけ來るよう状況が起つて、これは国民またはお客様を大変過酷な条件に置いておるんじゃないかというふうに思います。

先ほどミニチュアルファンドのことについて申しました。先刻御存じのことと思いますが、アメリカにおいては従来は余裕資金は銀行に預けておくのが一般的だった。ところが、一九九二年から九三年の二年間、実質のフェデラルファンドレート、日本の公定歩合が平均〇・二八%になつて、銀行に預けていても実質金利がゼロであるという状況であります。日本にはそういう選択肢がないません。逃げ場としての郵便貯金ということもんだと思います。これは金融行政というか民

間金融機関の金融サービスという面から大変なサボタージュが行われてきたのじゃないかといふに思います。

ミュー・チユアルファンの概略について少し調べましたが、米国の監督官庁との関係は厳しい監視と報告義務がある、運用成績は公開され格付される、運用方法は明確で一般投資家に理解しやすい粉飾決算は極めて困難、運用経費は1%、成功報酬なし、そういう非常に厳しいアメリカ政府の規制の中でそういうものが行われているといふふうに思います。

今、日本において超低金利が続いている、それにかわるものを求めようがない。今度は外貨でできるようあります。しかし、その外貨であることを対するリスクの面については、完全な情報を得たり分析したりする能力は一般的にはないわけでありますから大変難しい。

先般、テレビに出ました城南信用金庫の理事長は、これからビッグバンの時代で城南信用金庫としてはローリスク・ローリターンに徹していくと他の意見を持つ人とかなり厳しい議論をやつたようです。城南信用金庫の社員がぱろの自転車に乗つて家庭訪問しているのを東京にお住みの方はごらんになっていると思いますけれども、城南信用金庫は郵便貯金と競り合おうとしているわけあります。

だから、ローリスク・ローリターン部分も必要かと思いますが、一般の勤労世帯がきちんととした政府の規制、保護というか監視のものにあるそういう新しい商品展開などということを望んでいます。わけとして、郵貯残高が急速にふえたということをお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(中井省君) ただいま御指摘のありました民間の金融機関、いわゆる金融不安によりまして郵便貯金の方にかなり預金が移つてているといふのは、どうもそういう現象は事実のようですが

いまして、我々にとっては非常に残念なことがあります。

御案内のとおり、政府は二〇〇一年三月まで預金については全額保護しますということを申し上げ、おかげこれまでの金融機関の破綻におけるすべて実績として預金者のお金については保護してまいりました。ただ、残念ながらいろんな不祥事等もございまして、大蔵省に対する信用自体も非常に失墜しているというような事情があるかもしれません。非常に残念なことではあります

が、やはりトラブルを嫌うという預金者の行動として、フライト・ツー・クオリティーといいますか、質への逃避、安全なところへお金を預けるという現象が出てきているんだと思います。

これにつきましては、一つは我々が民間の金融システムをより強固にするような努力をしますが、それでもまだ残念なことではあります。それでも基本的には民間の金融機関がいわゆる不良債権の早期処理を行つて再び国民の皆様に信頼できる金融機関となるように努力をしていただければ幸いです。

あと、今ちょっと投資信託の件がございました。私は担当ではございませんが、今回の金融システム改革法案におきましても、例えば会社型投信の導入でございますとか、それからいわゆるラップアカウント、これまでともすれば証券会社の経営が手数料稼ぎで投資家の信頼を失つてきたとかと思いますが、一般の勤労世帯がきちんととした

政府の規制、保護というか監視のものにあるそういう新しい商品展開などということを望んでいるわけあります。

これについて、大蔵省と郵政省の当事者の感想をお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(中井省君) ただいま御指摘のありました民間の金融機関、いわゆる金融不安によりまして郵便貯金の方にかなり預金が移つてているといふのは、どうもそういう現象は事実のようですが

○政府委員(安岡裕幸君) ただいま先生御指摘になつた点でございますけれども、昨今の郵便貯金の増加の状況の要因にいたしましては、確かに先生おっしゃつてあるように、金融情勢つまり一つの金融不安があるという中で、あるいは金利自身が低金利だということで郵便貯金が、これはもともと郵便創業百二十三年以来の伝統でございます。

ただ、よく言われますように、シフトしているといふことでござりますけれども、この数字 자체は、先ほど来もちょっと申し上げていますけれども、金利が下がったこと、いわば中長期のトレンドで見ますと極めて低い時期だったということでおこなっていまして、二倍が全部来ていているということではございません。

さはさりながら、今の状況の中で郵便が安心のよりどころとして小口の範囲の中で資金を入れているところでは事実かなと、こんなふうに考えているところでございます。

私どもも、百二十三年来、国営で小口預金の利益を確保するという観点の中で、まず何よりも安全性ということを確保しつつ、いろんな金融状況の中できのうだけ利回りの高いものとかあるいは商品の多様化をしていくとかという努力をこれから

、金融が「たん落ちついた中で、ビッグバンで本格的に金融システム全体として競争下に入ると云々の話については私どもの方も十分意識をしながら、郵便貯金商品をどういうふうな格好を持っていくのが預金者の利益にかなうのかと、ういうふうに思つております。

具体的には投資信託、ミュー・チユアルファンにおいては投資信託、ミュー・チユアルファン規模があればそれと同様に証券会社の手数料もふえる、投資家と証券会社の向かつていている方向が同じになるような商品を導入していくとかというような経緯も踏まえまして、投資家の資産の規模があればそれと同様に証券会社の手数料もふえる、投資家と証券会社の向かつていている方向が同じになるような商品を導入していくとかという

ことになります。

○伊藤基隆君 金融システム改革法については後刻出でまいりますからそのときこの問題は掘り下

げていきたいと思いますが、本委員会で先ほどからちょっと議論になつてきました郵政省の資金運用についてもアメリカのミューチュアルファンドに対する政府の厳しい監督、規制というものについて、または国民の信頼というものについては大変参考になると思うので、ぜひ検討していただきたい、将来に向かってやつていただきたいと思います。

私は、直接全国銀行協会の方ともやり合ったこともございますけれども、日本の民間金融機関が意識すべき競争相手はクローバル、世界の市場であつたのに、残念ながら長年にわたつてお互いの出過ぎを牽制する横並び対応を続けて、あろうことか郵便貯金、ローカル中のローカルみたいなもののをいたずらに攻撃のターゲットにするだけだつたといふところに今日を招いた遠因があるんじやないかというふうに思います。結局、みずから古典的な銀行のスタイルから脱皮することができなかつたのではないかというふうに思います。技術革新を本当に重要なものと考えていたら、そもそも私に言わせれば法律で商品やサービスが細かに規制されている郵便貯金など相手ではなかつたはずなんです。何よりも利用者のニーズに即した商品を開発することに民間金融機関は努力すべきだといふふうに思つておるところでございます。

さて、我が国では長い間護送船団方式のもとにありました。私は、大蔵の金融行政について、護送船団方式については批判しますし、今回の接待疑惑などといふことについては大変問題だということです。三質疑の中でも取り上げさせていただきましたが、大蔵省の機能というものの重要性は全然変わつていません。大蔵省が持つている基本的な機能といふか、そういう力、能力といふふうに思つております。そういうことを前提に、今後どうするかといふことで金融システム改革の問題については議論したいといふふうに思つてございます。

さて、技術革新がおくれたことを再三申し上げ

てきたわけですが、反面、市場メカニズムの一〇〇%めだねるとどのような不都合が生じるかについての認識も十分ではございません。個人の立場から見ても、商品やサービスが多様化して選択範囲が広がるとか、工夫によつては有利な資金運用が可能になるなど、耳に心地よい話ばかり聞かされております。何か田舎の信用組合の理事長がニューヨーク外債市場に出ていくような話も時々出でているわけで、そんなことはないと私が言うと、あなたはおくれているんだというようなことをよく言われますが、本当に耳に心地よいことばかりが実現するわけじゃないというふうに思つております。

アメリカやイギリスなど金融自由化を早くから進めた国では、サービスの拠点である金融機関の店舗が地域から消えたり、差別的取り扱いが新たに設けられた結果サービスを受けにくくなる人々が発生したと聞いております。金融自由化が既に相当進んでいるアメリカやイギリスにおいて、個人の立場から見てどのようないいアラス、マイナスがあつたのか、郵政省はどうのよに把握しているか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(安岡裕幸君) 金融自由化が既に進んでおりますアメリカとかイギリスにおいて、個人の立場でそれがプラスに働いているのかマイナスに働いているのかと、こういうお尋ねでございます。

それから、金利自由化直後でございますが、一九八三年十月にはかつての規制金利のときが五・七五%だったのが一〇%台に上昇したということでございます。当時はかなりファーバーしたというふうもございますが、最近は少し落ちついておりません。そんな格好になつているということでございましたし、最近でも、ワシントンDCに十行ぐらいたりますけれども、金利が横並びというのではなくいろいろばらついてつけられているというふうに思つて調査をいたしておりまして、まず金利面につきましては、アメリカの方では一九八三年、昭和五十八年でございますが、それからイギリスでは一九八四年、昭和五十九年でございますが、このときには実質金利の自由化が完了したということです。日本では先ほど申し上げましたように一九九四年、つまり平成六年ですから端的に言えます十年おくれということでございます。

それから、業態間の参入ということで、これは大蔵省さんからお答えした方がいいのかもわかりませんが、アメリカの方では一九八〇年代に銀行持ち株会社の子会社に証券業務を段階的に解禁するとか、イギリスでは一九八六年に銀行の証券への参加が自由化されるということがされております。

それから、アメリカの方で小口預金者の手数料一割ターンという状況がございます。

それから、アメリカの方で小口預金者の手数料として貧しい家庭が銀行口座を失つていくことで、現在銀行口座を持つていない世帯が全体の四分の一ということを指摘している調査もござります。金融サービスの地域間格差とか顧客間格差の拡大という状況、つまり金融自由化のマイナスの面も見られているというふうに認識しております。

○伊藤基隆君 今、答弁もありましたが、金融自由化については、イメージばかりが浸透してしまって後でこんなはずではなかつたんだというふうなことが起りかねないわけでありまして、金融自由化には個人にとって大変厳しい面もあるということをよく認識しておく必要があると思います。単に自己責任を唱えるだけでは個人の不安を増幅させるだけでありまして、金融自由化は進めながら、同時にその副作用にも十分対応する措置をとつておくことが必要でありますから、市場メカニズムでは十分な対応ができる分野に社会的な配慮を加えるということが國としての役割なのでないだろかというふうに思うわけでござります。

アメリカのライフライン・ランキングの話もありましたが、アメリカでは年金等の受領をスムーズにするために改めて郵便局ネットワークの再発見といいましょうか、再整備というようなこともやつておるようでありますので、郵政省としても頑張つていただきたいなと思います。

さて、公的金融の本来の役割といふことが問題になつてゐるんじやないかと思います。私は、開銀からちょっとおいでいただきて開銀の昨今の業務活動、業務内容について少し勉強したところであります。開銀が國の基幹産業への融資

というのから中小企業、社会政策的なものにシフト、少し重点を移しているという印象を覚えました。昨年末から公的金融システムが本来の活動分野を広げながら重要な役割を果たしてきているということを銀行の活動状況を見て感じたところでございます。

預金、貯金というのは人々が働いて得た金でありまして、汗と涙の結晶であります。これらは掛け算では絶対に見えない、足し算によってふえたきた資金であります。その大切な資金を安全に少しでも有利に運用するには安定したシステムといふものが私は必要ではないかというふうに思いました。

働いて得る金というのは個人個人にとってまさに絶対価値のよくなものでありますけれども、これが預金になると価値が相対化され市場メカニズムの中にゆだねられてしまふ、これが今の超低金利の中での勤労世帯の持つて行き場のない怒りといふものの原因になつておるわけであります。自分たちが働いて得た金を金融機関に預けても、それが自分たちが感じているような正當評価を受けていないという認識が強いわけであります。これが民間金融機関に対する批判といふことになつてゐるし、今回の大蔵・日銀の接待疑惑に対する非常に直接的な批判といふものになつてゐるじやないかと思います。

さあ、その金融自由化時代にいよいよ突入してきました。こういうときに郵便貯金が果たすべき役割はどのようなものなのか、郵政省はどういう感じでおられるか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(安岡裕幸君) 金融自由化時代で郵貯

で先行いたしておりますアメリカとかイギリスにおきまして、所得とか居住地によりますサービスの格差といいますか差別化が進む事例が見られます。我が国におきましても、金融ビッグバンに対応しまして富裕層向けのサービス強化の動きが見られるということでございまして、金融自由化時代におきましては、光の面でございますが、サービス格差も広がるということが予想されるところでございます。

今後、高齢化とか情報化が進展する中で人々が安定的な経済生活を円滑に進めていく上で、金融服务をどこでもだれでも簡単に利用できることが従前以上に大になるものと考えているところでございます。このような中にあります。このように受けられない小口個人の預金者に對しましても、あまねく公平に貯蓄手段を提供するという郵貯の役割はますます重要性を増すもの、こういうふうに認識いたしていけるところでございます。

○伊藤基隆君 そこで、汗と涙の結晶と申し上げましたが、最近の低金利情勢の中で郵便貯金の金利も含めて預貯金利全体が極めて低い水準になつております。年金生活者などは大変困つてゐるのではないか、データでもこれが明らかになつてゐる。取り崩し額がだんだん少なくなつてゐる、生活の引き締めになつてゐるというのが今の状況であります。

私は、臨時国会の財政構造改革の論議の中で

公的金融機関の本来果たすべき役割についてちよつと申し上げました。まさに中小企業金融などいわゆる政策金融の分野でも同様であろうといふふうに思います。近年の財政投融資をめぐる議論は、財投機関の一部のふべきをとらえて、それがあたかも財投全体のできごとであるかのように論ずるものであります。私は大変行き過ぎた議論であるといふふうに感じておつたところであります。直すべきは直すべきだし、正すべきは正さなくてはなりませんけれども、國本来の役割を否定してしまつては最後に国民にツケが回つてしまふというふうに考えるわけでございます。

○政府委員(安岡裕幸君) 現下の金融情勢の中で大変金利水準が低いといふことでございまして、このことは民間金融機関の預金のみならず、郵貯

につきましてもそういう市場の実勢に従つていて中で低いということで、率直に申し上げまして大変心苦しいということでございます。

今、郵便貯金の金利の決め方は、原則いたしまして市場の実勢で決めていきましょうということ、それから預金者の利益にも配慮しましようとしたことがあります。あわせ民間にも配慮します、この原則に基づきながら運用しているところでございます。

先ほど一般的には大変金利が低いということ

で、今回、福祉定期郵便貯金というのがございまが、この二月末に期限が切れるということで三月からこれを一年間延長しますということです。今、金利が四・一五でございますが、非常に今の水準の中では高いといふことでそれを一年間継続するということと、あわせましてその対象になります預金者の方々を恩給等の受給者の中の保護関係というかそういう方々に限定しておりますけれども、数にしまして百万人の方だったと思ひます。が、そういう方々を福祉定期の預入の対象に加えていくという措置もとりまして、できるだけそういう福祉の面でも配慮したいといふ努力をさせていただいているところでございます。

○伊藤基隆君 もう一問、大蔵省をお伺いいたしました。

私は、臨時国会の財政構造改革の論議の中で公的金融機関の本来果たすべき役割についてちよつと申し上げました。まさに中小企業金融などいわゆる政策金融の分野でも同様であろうといふふうに思います。近年の財政投融資をめぐる議論は、財投機関の一部のふべきをとらえて、それがあたかも財投全体のできごとであるかのように論ずるものであります。私は大変行き過ぎた議論であるといふふうに感じておつたところであります。直すべきは直すべきだし、正すべきは正さなくてはなりませんけれども、國本来の役割を否定してしまつては最後に国民にツケが回つてしまふというふうに考えるわけでございます。

○伊藤基隆君 中小企業等が民間金融機関から必要な資金を円滑に調達できない今こそ公的金融機関が役割を果たしてきていると思います。金融自由化の中

たすべきだと考えておりますけれども、大蔵省の見解はいかがですか。

○政府委員(中井省吾君) お答えいたします。

先生から御質問がございました、まことに自由な市場なり自由な金融システムのもとでもしひずみが出、民間の自由な活動だけではカバーできないところがあるとすれば、それはやはり中小企業等についての政府関係金融機関がそこを本来カバーすべき分野であろうと我々も思つてはいる次第でございます。

現在におきましても、もう御案内とのおり、いわゆる貸し渡りという問題がござります。もちろん政府といたしましても貸し渡りの原因について、例えばバーゼルの自己資本比率規制等の人為的な規制がもし貸し渡りを生じているということではありません。が、そこでの非合理な点を改めます。預金者の方々を恩給等の受給者の中の保護関係といふいうかそういう方々に限定しておられますけれども、数にしまして百万人の方だったと思ひます。が、そういう方々を福祉定期の預入の対象に加えていくという措置もとりまして、できるだけそういう福祉の面でも配慮したいといふ努力をさせていただいているところでございます。

○伊藤基隆君 もう一問、大蔵省をお伺いいたしました。

私は、臨時国会の財政構造改革の論議の中で公的金融機関の本来果たすべき役割についてちよつと申し上げました。まさに中小企業金融などいわゆる政策金融の分野でも同様であろうといふふうに思います。近年の財政投融資をめぐる議論は、財投機関の一部のふべきをとらえて、それがあたかも財投全体のできごとであるかのように論

づるものであります。私は大変行き過ぎた議論であるといふふうに感じておつたところであります。直すべきは直すべきだし、正すべきは正さなくてはなりませんけれども、國本来の役割を否定してしまつては最後に国民にツケが回つてしまふというふうに考えるわけでございます。

○伊藤基隆君 次に、簡易保険局長がおいでになつておられるのでお聞きいたします。

郵便局では郵便貯金とともに簡易保険のサービスも提供されているわけであります。この簡易保険も個人の生活の安定を図る上で重要な役割を果たしてきています。金融自由化の中

経営環境も大きく変わってきたといふに思ひます。民間生保の経営状況の厳しさと、いふに

とついても起つてゐるわけあります。

そこで、金融自由化時代に簡易保険が果たすべき役割についてどのように考へてゐるか、現下の経営状況といふことも踏まえてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(金澤兼君) 金融自由化時代に簡易保険がどのような役割を果たすべきかといふお尋ねかと思ひます。お答え申し上げたいと思います。

簡易保険事業は、全国あまく設置されました

身近な郵便局を通じまして、無診査、職業による加入制限がないこと、それから即時払いと

いうような非常に簡易な取り扱いを特色とするサービスを提供するものでございます。また、そ

の資金は社会資本整備に貢献するという形で運用されております。国営事業でなければできない役割といふものを果たしているわけでございます。

金融自由化、金融ビッグバンの本旨でございますけれども、これは我が国金融市场の活性化、利

用者利便の向上といふものを目指すものであると

いうふうに理解しておりますけれども、一方で影

の部分もかなりござります。効率性を最優先する仕組みといふもの、自己責任の原則といふ中で

サービスの地域間格差や顧客間格差が非常に拡大する懸念もござります。また、現在の民間生保の経営状況も必ずしも良好なものではなく、破綻した生保会社も発生したところでございます。

こうした中にございまして、離島、山間奥地、都市部の住宅地などを含めましてバランスよく店舗を配置いたしております郵便局を通じまして、だれでも簡単に利用できます基礎的な生活保障手

段を提供しているといふ簡易保険の役割、これはますます重要なものといふふうに考えておる次第でござります。特に、少子・高齢化が進展する中で、国民の自助努力といふものもそれなりに要請されるわけでございまして、国民の自助努力に最もふさわしい手段として簡易保険の役割は今後ますます光つてくるものといふに認識して

いる次第でございます。

○伊藤基隆君 最後に大臣に御質問申し上げて、

私の質問を終わりたいと思いますが、私のきょう

のテーマは民間金融機関が自由化に消極的であつたのではないかということの経過について解明しよ

うとしたわけであります。

大蔵省との間の苦心、苦労といふものも明らかにされましたし、郵政省の努力といふことも明

らかにされました。その経過の結果、我が国が今苦境を迎えているわけであります。昨年の行政改革

のときも各種新聞あるいは報道機関が世論調査し

たわけでござりますけれども、いろいろな御意見

があつた中で、やはり国営三事業一体、そういう形態でいいだらうといふ國民が大体六割、七

自由化の中での公的金融の役割についてある程度

の問題解明ができたのではないかと思います。今後ますます金融自由化が進展する中で、公的金融機関の本来の役割は、質的には変化するでしょうけれども、ますますその意義を深めることができました

かになつたのではないかと思います。

郵便貯金及び簡易保険を取り扱う郵便局は国民にとって今後とも親しみやすく、また頼もしい存

在であり続けてほしいといふ願うわけでございますが、郵政大臣としての決意のほどをお伺いいたしたいと思います。

○国務大臣(自見庄三郎君) 伊藤委員にお答えをいたしました。

今までいろいろ論議があつたわけでござりますが、今後、金融自由化が進展する中で、先生の御指摘のように、公的金融機関としての郵貯、簡保の役割はますます重要になつてくるといふふうに思つております。

○伊藤基隆君 ありがとうございます。

最早最初に、郵政大臣にお尋ねいたします。

これまでいろいろ論議があつたわけでござりますが、今後、金融自由化が進展する中で、先生の御指摘のように、公的金融機関としての郵貯、簡保の役割はますます重要になつてくるといふふうに思つております。

こうした中でございまして、離島、山間奥地、都市部の住宅地などを含めましてバランスよく店舗を配置いたしております郵便局を通じまして、だれでも簡単に利用できます基礎的な生活保障手

段を提供しているといふ簡易保険の役割、これはますます重要なものといふふうに考えておる次第でござります。特に、少子・高齢化が進展する中で、国民の自助努力といふものもそれなりに要請されるわけでございまして、国民の自助努力に最もふさわしい手段として簡易保険の役割は今後ますます光つてくるものといふに認識して

いるという大変貴重な側面もあるわけでございま

す。

そういった中で、郵便局については、利用者の

国民の方々から、本当にいろいろございましたけ

れども、私は大変高く評価されているといふふう

に思つてゐるわけでござります。昨年の行政改革

のときも各種新聞あるいは報道機関が世論調査し

たわけでござりますけれども、いろいろな御意見

があつた中で、やはり国営三事業一体、そういう形態でいいだらうといふ國民が大体六割、七

自由化の中での公的金融の役割についてある程度

の問題解明ができたのではないかと思います。今後ますます金融自由化が進展する中で、公的金融機関の本来の役割は、質的には変化するでしょうけれども、ますますその意義を深めることができます。

今後とも、三事業一体のメリットを最大限生かしつつ、効率的な経営に努める必要がござります

し、ワントップ行政サービスを初め、郵便局の窓口をいかに有効活用していくかといふことについて鋭意検討を重ねてまいる所存でござります。

こういった取り組みを通じて、委員が申しておられますように、今後とも、郵便局は親しみやすく、また頼もしい存在であり続けるよう職員ともども最大限の努力をしてまいりたいといふふうに思つております。

○伊藤基隆君 ありがとうございます。

最早最初に、郵政大臣にお尋ねいたしました。

これまでいろいろ論議があつたわけでござりますが、今後、金融自由化が進展する中で、先生の御指摘のように、公的金融機関としての郵貯、簡保の役割はますます重要になつてくるといふふうに思つております。

こうした中でございまして、離島、山間奥地、都市部の住宅地などを含めましてバランスよく店舗を配置いたしております郵便局を通じまして、だれでも簡単に利用できます基礎的な生活保障手

段を提供しているといふ簡易保険の役割、これはますます重要なものといふふうに考えておる次第でござります。特に、少子・高齢化が進展する中で、国民の自助努力といふものもそれなりに要請されるわけでございまして、国民の自助努力に最もふさわしい手段として簡易保険の役割は今後ますます光つてくるものといふに認識して

になつたということでおきます。

この点について大臣の御所見をまずお伺いした

いとります。

○国務大臣(自見庄三郎君) 御質問の通告はいた

だいておりませんけれども、郵便事業が明治創業以来減ったじゃないかといふことでございます。

これは、もし私の記憶が正しければ、実はたしか

十一月には大手の民間銀行の破綻、証券会社の破綻があつたときに非常に信書

の販売部数が減少したということを報告としているだけです。

御存じのように、今、郵便物の部数というのは

大体二百五十五億通ぐらいでございまして、一日

大体七千万通ぐらいたかなといふふうに思うわけ

ございます。これは從来から経済成長率の伸展と

郵便物の伸長といふのはパラレルであるといふ

うな関係もございまして、そういつた意味で昨年

の十一月に郵便の発行部数が大変大きく落ちまし

て、それ以来なかなか回復できないといふふうに思つていて、今そういう状況にあるという報告

はいたいでおります。

いずれにいたしましても、そういう中でございま

ますけれども、全國の郵便に従事している職員が

約十七万人おるわけでございまして、そういつた中、いろいろ地域の営業活動あるいはそういつた

ことに銳意努力をしているといふことは聞いてお

る次第でござります。

○益田洋介君 ささまざまなものでリストラあるいは

スリム化等の努力をせひお受けなさって、再び黒字転換ができることを要望いたしました。

さて、行政改革会議において二〇〇一年を目途として、その間、省庁の再編ですとか財政投融資

制度の改革などを踏まえて、いよいよ資本運用部

から郵貯が自主運用に転換していくといふ機運が高まっているわけでござりますが、私は、郵貯の

弱点といふのは金融商品の開発力にまだ力が

ないのではないか、したがつて独自の新商品を開発したり、証券業務を行うノウハウもお持ちでは

ないのではないか、そういうことで郵貯の資金

が流出して民間金融機関の新しい商品にシフトしていく、そうした懸念があるのではないかと思いますが、この自主運用について大臣の御見解、また御決意を伺いたいと思います。

○国務大臣(自見庄三郎君) 今、先生も言われた郵便貯金資金の預託の廃止と全額自主運用について、さつきも述べましたけれども、まさに大変責任の重大さを感じているところでございます。

郵便貯金においては、昭和六十二年度から金融自由化対策資金をいたしまして一部自主運用を行つております。平成八年度の末には、ちょっと細かいことでございますけれども、約四十兆二千百四十五億円の自主運用の額となつております。

また、簡保の積立金につきましては、今さつき申し上げましたように、大正八年の創業以来、基本的に郵政省が自主運用をさせていただいておりまして、戦時中から昭和二十八年までは国家の資金を一元管理するということがございまして郵政省の手を一時離れたこともあります。が、基本的に郵政大臣が直接管理運用いたしておるところでございます。平成八年度末現在の簡保資金の保有総額九十八兆七千九百六十九億円のうち約九四%が自主運用となつております。

郵政省といたしましても、こうした郵貯、簡保における長年の自主運用の経験と実績を踏まえて、預金者利益の確保や健全な経営の確保の視点に留意しつつ、実施に向けてリスク管理の方法や運用体制の強化充実等について検討を行うなど、適切に対処していくべきふうに思つております。

また、全額が自主運用になつた後には、具体的には、今さつきも私が述べましたように、引き続き社会資本整備等公的分野へ長期資金を供給するとともに、日本版BIGBANGの進展により拡大する証券・金融市場で国債、社債等の長期債を中心とした有利運用を行つていきたいというふうに思つております。

こういったことを行うことによりまして、安

全、確実な資産を中心とした長期安定的な資金運用を行うことを基本として健全経営を維持していく、というふうに考えております。

○益田洋介君 理財局はこれまでストックベースで約二百兆円超の資金を適正に運用するために徹底してALM、資産負債の総合的管理をされてきたわけでございますが、もし理財局を廃止するなら、そうしたノウハウを郵貯に肩がわりさせなきやいけない。

これについてどういう見解をお持ちですか。

○政府委員(伏星和彦君) お答え申し上げます。私ども、毎年度の財政投融資計画の編成に当たりましては、今言われましたのですが、まず一つは民業補完という考え方もありますが、もう一つ、償還確実性というものを重んじておるわけです。と同時に、結局、多額の資産と貸し付けの關係でございますので、資産負債管理を徹底いたしまして資金の重点的、合理的な配分を図つておるところでございます。

では大事な手法でございまして、いろんな意味で各機関等から求めがあれば、例えば財政投融資対象機関でもそうでございますが、現在私どもそれにつきましてお手伝い、御協力させていただきているところでございます。

○益田洋介君 そうした相互のノウハウの交換に付きたいと願うものであります。次に、今回の一連の金融汚職でございますが、発端になったのは大蔵省のOBであつて元道路公団の理事であった井坂武彦さん。この方は、東海ヤリアの課長補佐の逮捕、日銀の課長の逮捕、こ

ういった一連の不祥事の発端は実は財政投融資の対象になる受け皿の大きな一つである道路公団。

私は、大蔵省は基本的に収賄罪の適用の目的に

ついてどういうふうにお考えなのか、ちょっと而言い方は一方的かもしれません。元来、現金の授受がなくて接待だけであれば収賄罪にならない、むしろそんなに接待接待と攻めるとこれは行政をねじ曲げてしまうようなことになるのではないか、やはり親密な人間関係というのは官民に存在してそれが行政をうまくやっていく一つのポイントではないかという見方もあるというふうに聞いておりますが、同時に他方では公務員の公務の執行に廉潔性がなければならない。

今回の検察の一連の行為の考え方の基調にはこういうことがあるのじゃないか、そして公務の廉潔性を貫くことが国民に対する公務員の信頼感の保持につながるのでないか、そうした考え方を検察が今していると思いますが、この辺については大蔵省はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(武藤敏郎君) ただいまお尋ねの中に、一連の接待に関する疑惑について検察のいろいろお考えといいますか御判断があり、それにかかる形での御質問もございましたけれども、私どもいたしましては捜査当局の捜査方針なり考え方についてコメントする立場には基本的にはないというふうに思つております。

確かに、民間との何らかの意見交換という場が必要ではないかというような議論もいろんな方面にあるというふうに理解はしておりますけれども、平成八年十二月のいわゆる公務員倫理規程が制定されて以来はこの点に関する考え方は少なくともはつきりされているというふうに私どもは理解しております。

国家公務員の廉潔性という御指摘がございまし

たけれども、やはりそういう廉潔性が国民の信頼を得るために非常に重要なことであるということについては私どもは当然のことだというふうに理解をいたしております。

○益田洋介君 今、大蔵省は鋭意内部の、特に銀行局、証券局、金融検査部の職員あるいは経験した職員約五百五十名を対象に金融服務監査官室が内部調査をしている。それで、私たち国民の目か

ら見ますと、割合に今まで逮捕されてきた官僚の方々というのとはそれほどの地位にある方ではない、確かにキャリアは出来たけれども。

それ以上に多額の接待を受けながらまだグレーゾーンにいる中枢の官僚もいるのではないかと一部では取りざたされている。一人は主計の中心を歩んできた人で、これは官房秘書課長のときに絶然に絡んでしまった特典を与えて、その見返りに多額の接待を三和銀行と日興証券から受けていたという疑い。さらに一人目は、住専の一次処理問題で興銀にとって系列の日本ハウジングローン処理で興銀が四苦八苦しているときに、これも金融安定化基金の設立案等を推進して興銀を窮地から救つたその見返りに接待を受けている。こうした疑惑が持たれているある審議官。三人目は、これは長いこと銀行局の担当をしておりまして、現在、地方の財務局長をしている方。

この方たちもこの五百五十人の中に入っているんでしょうか。内部調査の対象になつてているんでしょうか。

○政府委員(武藤敏郎君) ただいま御指摘のありました者たちは、まさに金融関連部局に在籍したことのある職員でござりますので、私どもの内部調査の対象になつております。

○政府委員(武藤敏郎君) 内部調査はいつごろ終結する予定ですか。

○益田洋介君 内部調査はいつごろ終結する予定ですか。

○政府委員(武藤敏郎君) 内部調査につきましては、何度もお話をいたしておりますが、今現在、先ほどお話しいたしました平成八年十二月の倫理規程が制定された以降の状況を中心に、さらにはその前にも紀律保持委員会を通じて綱紀の保持の徹底を図るといったような平成七年の通達等もござりますので、そういうものの遵守状況などについて調査をしておるわけでございます。

具体的にいつごろ調査が終了するのかというお尋ねでござりますけれども、いろんな相互のチェックでありますとか、場合によりましては関係の金融機関等に対しましても各種の情報を収集あるいはお尋ねするといったようなことも今進めてお

りまして、現時点ではいつといふ具体的な日時を特定してお話しするような段階になつております。今しばらくお時間をいただきたいといふふうに思います。

○益田洋介君 官房長、私がこういいますので鋭意調査を進めます。大臣からはできるだけ早く調査をするようにといたします。

○益田洋介君 官房長、私がこういいますのは、もう国民は嫌気が差しているんだ、はつきり言つて。私はその国民の声をあなたに伝えていりますよ。早く決着をつけてくださいよ。大体、外國から見たつて日本のこうした中央官庁のトップである大蔵省、また中央銀行がこういうことにさらさされているというのはみっともなくて外国人の友達と話ができない、そういう意味を込めて私は言つてゐるんです。何もせつづいてるわけじゃないんですよ。それが日本の国家国民のために役に立つことだから早くはじめをつけていただきたい、これはお願ひなんです。

それから、東京地検は、先月の上旬からですけれども、生命保険に対しても資料提出を求めていた。対象になつてゐるのが日本生命、第一生命、住友生命、明治生命、朝日生命。多分大蔵省の内部調査においてもこうしたところが出てきています。銀行とか証券に限らず、こうした生保についても大蔵省の官僚を随分接待している。

○政府委員(武藤敏郎君) 捜査当局の捜査状況につきましては私どもとしてコメントはできませんが、内部調査につきましては金融関連部局といふことで当然保険関係の者も対象にしているところでございます。

○益田洋介君 それでは、先ほどの道路公団の井坂さんの話に戻りますが、この方は、フランスに派出されたとき、ある大蔵省の後輩を呼ばれて興銀から同様にして接待を受けたということが言わっていますが、この当時の在フランス日本大使館の参事官であられた方は現在東京に帰つていて、税關局の国際機関課長、これは間違ひありませんか。

○政府委員(武藤敏郎君) 御指摘の人についても、やはり金融関連部局に在籍した経験がございまして、調査の対象といたしております。

○益田洋介君 それでは、調査結果を一日も早く、しかも薄っばらな調査じゃなくて納得のいくような調査をして提出していただく、そのことを期待しております。

次に、きょうは道路公団の方にもお見えいただいているが、今、問題にしました前道路公団理事の坂井武彦さんはことしの一月十八日に逮捕され二月六日に起訴された、それから九日に再逮捕された、二月二十七日に再び起訴されている、いずれも收賄罪で。

○参考人(黒川弘君) 間違ひございません。

○益田洋介君 大変な事態に陥つたんです。これだけで済むかと思つたら、そうじやないんです。今度は公団発注の電光掲示板工事をめぐる汚職事件が発覚した。

○参考人(黒川弘君) 前经理担当理事の井坂が逮捕され、また起訴され、あるいは追起訴されたことにつきまして、まことに申しわけないことだと思つております。

○益田洋介君 その辺について今コメントでありますか。

○参考人(黒川弘君) 前经理担当理事の井坂が逮捕され、また起訴され、あるいは追起訴されたことにつきまして、まことに申しわけないことだと思つております。

○益田洋介君 お名前を教えてください。

○益田洋介君 お名前を教えてください。

○参考人(黒川弘君) 三月二日に逮捕された段階でオムロン株式会社と小糸工業株式会社でござります。

また、その後さらに再逮捕された段階で名古屋電機工業株式会社及び日本無線株式会社が現在取り調べを受けている段階でございます。

○益田洋介君 どんどん事件は大きくなつて、また穴の深みにはまつてくる、このことについてどうお考えですか。

○参考人(黒川弘君) 公の仕事をやらせていただいている道路公団が、仕事の中身としましてはまさに公平性、透明性、そういうことを基本に仕事をすべき公団でありながら、そういう不祥事が続けて出来ましたこと、まことに申しわけないことだと思っております。それらに對しましては、まず綱紀の肅正という意味で役職員倫理規程を制定いたしまして、現在我々も現地に出向いてその徹底に頑張つているところでございます。

また、制度面でいろいろ問題があるのではないかということで大至急調査をいたしまして、財務担当理事の関係で申し上げますと、外債の発行業務を含めました資金調達業務、これについて改善を行なうための委員会を設置しております。

さらに、具体的に外債あるいは国内債を発行する際に幹事会社等の候補社、あるいは幹事会社を選ぶ際に公団の中に副總裁を長とする委員会をつくりまして、そこでいろいろな事象を検討しながらそういった候補社あるいは入札等の開放を行う、そういうふたことによつて公平性を保つような措置を講じました。

また、次に御指摘いただきました通信電気工事の発注業務の関係でござりますけれども、これにつきましても全国につきまして調査をいたしまして、三つほど改善措置を講じました。

一つは、守秘情報管理の厳正化ということございます。具体的に工事を発注いたします場合に、設計金額、予定価格等が積み上がつていくわれわれたという容疑でございます。

○益田洋介君 業者の名前を言つてください。

○参考人(黒川弘君) 公団のアーリー企業と言われるところに公団発注のサービスエリアなどとの連携を含めました資金調達業務、これについて改善を行なうための委員会を設置しております。

さらに、具体的に外債あるいは国内債を発行する際に幹事会社等の候補社、あるいは幹事会社を選ぶ際に公団の中に副總裁を長とする委員会をつくりまして、そこでいろいろな事象を検討しながらそういった候補社あるいは入札等の開放を行う、そういうふたことによつて公平性を保つような措置を講じました。

また、次に御指摘いただきました通信電気工事の発注業務の関係でござりますけれども、これにつきましても全国につきまして調査をいたしまして、三つほど改善措置を講じました。

一つは、守秘情報管理の厳正化ということでござります。具体的に工事を発注いたします場合に、設計金額、予定価格等が積み上がつていくわれわれたという容疑でございます。

○益田洋介君 お名前を言つてください。

○参考人(黒川弘君) 道路公団がやらせていただいている仕事は、御承知のとおり、有料道路といふことで、借入金を使って建設工事をやらせていただいて、後でお客様から料金で徴収させていただくという仕組みでございます。しかし、採算の問題がござりますので、具体的な金利につきましてはいろいろ資金コストという考え方のもとに出資金あるいは補助金を国からいただいて、全体として収支が伴う形で仕事をやらせていただいているのが現状でございます。

たいわゆるファミリー企業と言われているものでござりますけれども、これは具体的に道路を維持管理したりあるいは料金を取つてまいります場合に、従来は直接公団職員が料金徴収等をやつていたわけでござりますけれども、アウトソーシングという形でできるだけ経費を削りたいということで昭和四十年代から外部に会社をつくり、それに対して委託するという形で公団として定員をふやさない形でやらせていただけて現状に至つたものでございます。

しかし、今御指摘のように、競争性とかあるいは透明性、そういった事柄をいろいろ御指摘いただいております。したがいまして、それらに対しましては従来随意契約でいろんな委託業務を推進しておりましたけれども、昨年から料金徴収あるいは維持管理業務、それらについて競争性を導入させていただいたので、それらによつて透明化を図つてしまひたいと思っております。

また、具体的に工事あるいは維持管理を委託します委託の積算につきましてもさらに厳正に対応してまいりたいと考へてゐるわけでござります。

○益田洋介君 随契をやめて競争入札にした、しかしその競争入札に加わるための資格審査にはさまざまな条件がつけられていて、なかなか自由にどの業者でも入札できるというぐあいになつていいない。例えば、道路公団の工事を以前に行つた実績がある会社だけが入札できる規定があるというふうに聞いています。

私は、随意契約から競争入札に変えたそのときの資格の条件、それから実績、ファミリーカンパニー以外のところがどれぐらいの工事を幾ら受注しているのか、これを提出してもらいたいと思いつます。

次に、公営企業金融公庫。大野慎一さん、お見えですか。

これは昨年十二月二日、建設委員会で私は質問いたしました。どういうことがどういうことか、一九九五年、公庫の元財務担当理事が外債発行のために

總額二億ドイツマルク、フランクフルトに彙印式に行つた。これも相手は興業銀行。昼夜を問わずに接待を受けた、さらにはイスタンブールに丸抱えの旅行をした、こうしたことじや困るんです。

それで、僕は十二月二日にあなたに言った。この元公團理事の接待について調査してもらいたい、報告書を出してもらいたいと。これはまだ出でていない。そのとき僕は委員長にお願いしたんですね。委員長は理事会協議にすると。これもまた変わつた委員会で、僕が首になつて今ここに来てゐるからといふんじゃないけれども、全然理事会協議をしていない。あなた、出してくださいよ。でなきや、もう一回理事会で協議してもらうけれども、いかがですか。

○説明員（大野慎一君） まず、公營企業金融公庫の元財務担当理事の外債発行に係る問題につきましては、公庫におきまして直接本人から事実確認を行つたわけでございます。

まず一点でございますが、外債の発行時に海外へ出張するわけでございます。調印式に要する経費あるいは現地法人等との情報交換、これらに要する経費につきましては公庫において負担しておりましたが、当地の社会通念の範囲内、こういうことで会食等にも応じることがございましたが、近年においては応じておらないということを聞いております。

また、その際の外債の発行に係ります主幹事の選定でございますが、主幹事の候補となります会社を複数選定いたしまして、一定の日時を決めて入札させ、迅速に主幹事を決定するなど厳正に対処いたしております。誤解を招くような会合はなかつたと、このように公庫の方から報告を受けているところでございます。

なお、私ども自治省といたしましても、既に公庫に倫理規程の早急な制定でありますとか、あるいは内部のチエックシステムの充実につきまして、公庫におきましては去る二月九日に國家公務員に準じました公營企業金融公庫役職員の綱紀の

債券発行手続につきましては、主幹事の選定に関しては、内部チェックシステムの充実を図り、さらには一連の手続を明文化した、このように報告を受けております。

いずれにいたしましても、今後とも公庫の公正な業務運営に疑念を抱かれることのないよう改正に對処することが必要と、このように考へているところでございます。

○益田洋介君 時間ですので、終わります。

○三重野栄子君 社会民主党の三重野栄子でございます。

ただいま議題になつております四法案並びに郵貯、簡保の事業についてお尋ねいたします。

〔委員長退席、理事猪崎泰昌君着席〕

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案でござりますけれども、今回の改正で貯金証書に写真を入れるという大変ユニークなサービスが可能となるということをございますが、先ほど猪崎委員もこのようなことを法改正にまでどうすることもございまして、この点については同感でござりますけれども、詳しく述いたと存じます。

このような同種のサービスを実施しているのは、都銀ではさくら銀行がキャッシュカードの裏側に写真を入れるサービスを消費税別で三百円ほどで行つてあるそうでござりますけれども、この法律ではどのようなものになるのか、御説明いただきたいと存じます。

○政府委員(安岡裕幸君) お答え申し上げます。

このたびの貯金法の改正で実施をしようとするサービスは、具体的に郵便貯金の預け入れに際し、貯金証書に子供の誕生や結婚などの慶事にちなんだ写真を複写しまして、特別なデザインの証書を交付するということでございます。これは見本なんですが、こんな格好です。(資料を示す)これはお誕生日を記念した格好のものです。

このサービスでございますけれども、預金者の希望に応じまして取り扱いをするということでございまして、サービスを希望する預金者に交付手

○三重野栄子君 大変かわいい証書ができるようございます。

○郵便預貯金の受払事務の委託に関する法律案についてお尋ねいたします。

郵政省は既に一月から信販会社との間で実験用ATMデータ通信を実施しているとおうことでございますが、具体的な内容について伺いたいと思います。

さらに、郵貯のオンラインシステムはNTTデータ通信が開発をして業務委託を受け管理しているということでございまして、年間管理費の過去五年間の実績を事前に伺いましたところ、平成九年度の額が千五百十五億円で平成五年は三百八十九億円と四倍になつておりますので、その二点についてお尋ねいたします。

○政府委員(安岡裕幸君) まず、ATMの接続でございますけれども、一月から信販会社等との実験をやつてているところでございます。お互いに実験用のATMを使用いたしまして、中継センターカーを介しまして払い戻し等のデータが確実に送信されるのは受信されているかどうかということを現行法の範囲内で確認するものがその実験の中身でございまして、ことしの一月十四日から三月二十五日までの間を行つたところでございます。

実験に参加しました信販会社は、日本信販株式会社、株式会社セントラルファイナンス、国内信販株式会社等三十三社でやりまして、特段の問題なく順調に終わつたということでございます。

〔理事植崎泰昌君退席、委員長着席〕

もう一つのお尋ねでございますが、郵貯オンライン

インシステムをNTTデータが開発しているわけでございますが、その経費の関係でございます。

過去五年間の実績ですが、平成五年度は三百八十九億円ということでございます。それから六年度が六百十二億円、七年度が九百九十二億円、平成八年度が千三百十二億円、それから平成九年度が、ただいま先生御指摘されたように、千五百五十億円というふうになつておるところでござります。

その中身が、経費が年々増加しているということが、現在のシステムは第三次システムでやつてゐるところでございますが、それの開発期間に当たつたということございまして、八年度からこの開発のピークに当たつたというのが一番大きなボイントでございます。平成九年五月に現在の郵貯オンラインシステムに切りかえが完了いたしましたので、現在のシステムは平成九年度の運用経費を超えることはない、こんな状況でございます。

○三重野栄子君 経費の方も落ちついているようございますし、また実験用も順調に進んでいます。ようでございますが、平成八年四月一日に東京を除く仙台、名古屋、大阪のシステムが故障するという、もう郵貯始まつて以来の最大の問題が起つたわけでありますけれども、今後、官民ATMの相互接続が実現をしてネットワーク自体が拡大の方向に向かつているのでありますから、わずかなミスや見逃しによつてまた大きな事故が起こるということにつきましては大変心配をしております。

当時の原因と回復までの措置、その後の対策、加えて今後の危機管理体制についてお伺いいたします。

○政府委員(安岡裕幸君) ただいまの郵貯システムのダウンのお話でございますが、実は平成八年の四月一日でございまして、朝から関東の一部七県を除きます地域の郵便局におきまして、四時間ないし最大十一時半郵貯オンラインシステムが使えず、利用者の皆さんに大変御迷惑をかけたと

ころでございます。

原因でございますけれども、故障原因というのほどでございますけれども、そのプログラムに誤りがあつたということでございます。そんな形で具体的に誤り等につきましては十分原因が究明されておりますので、ちょっと専門的なりますけれども、入分配プログラムで使用しているテーブルの変更を行うとか、テーブルの変更が正しく行われたかどうか既存プログラムとの整合性を確かめられておりまして、ちょっと専門的なりますけれども、セントラーシステムが故障のないようにしていこうということでございます。

今後の話といたしまして、いよいよ民間とのATMの相互接続をしますということになりますと、郵貯のATMに民間の方々も御利用いただき組まなきゃいかぬということございまして、要望の金融機関さんとも具体的に段取りを進めていこうということを今やつておりますし、並行いたしまして、先般の八年のときの反省といたしまして、一つはプログラムを委託しております委託先の指導を徹底していくということでございます。

そこで、一つはATMの充実を図つていくといふことでございます。単純に想定のデータだけじゃなくて、全く違う多様な種類のデータもやっていく必要があります。そういう総合試験を繰り返しやっていくといふことが一つでございますし、もう一つは、そういうプログラムを郵政省におきましてきちんと研修を徹底するということをしていきたいと思いま

す。

研修の方法をいたしまして、より多様なデータによる試験の実施をやつていく。それから、プログラムを入れかえる周期を見直していくということで、単純じゃなくてなるべくまとめて総合的に試験をしていくということもやりまして、再発のないようにしていきたいということで今回のATM接続に当たつても十分その辺のシステムについて万全の体制で臨んでいきたい、こんなふうに考えております。

○三重野栄子君 次に、郵便振替法の一部を改正する法律案に関連して伺います。

寄附金の料金免除について、現在対象となつてゐる事業あるいはそれに関する利用度はどのようになつてあるかということ、もう一つはNPO法が成立をいたしまして、大変これは期待されていました法律であります。今後NPOで法人格を取得した団体が寄附金送金の料金免除を受けられるとすればさらに喜ばしいことではないかと思いますけれども、これらの対象団体のお取り扱いはどのようになるでしょうか。二点伺います。

○政府委員(安岡裕幸君) 現在、郵便振替によります寄附金送金の料金免除の取り扱いでございますが、一つは災害の被災者救援を目的とするものがございます。それから、社会福祉の増進を目的とするものがございます。

それぞれの取り扱い実績でございますが、災害の被災者救援を目的とするものにつきましては、これは平成八年度のことです。件数が二万件、送金金額が約五億円となつております。それからもう一つ、社会福祉の増進を目的とするものにつきましては、件数が十万余件、送金金額が約十七億円となつております。

それから、ちなみに平成七年一月の阪神・淡路大震災のときに震災の被災者救援を目的としてこの郵便振替の寄附金送金がありました。これは平成十年二月末現在でござりますけれども、二百六十一万余件、金額にして約三百六十五億円もの御利用がありまして、大いに役に立てていたといったということでございます。

それからもう一つのお尋ねは、NPO法の法人格取得とこれの関係ということでございます。

まず、今回の改正で対象事業を災害からがん、結核等の難病の学術的研究とか治療・予防を行ふ事業、それから地球環境の保全を行ふ事業などにしておりまして、それを行う法人または団体の口座に対する寄附金の送金については料金を免除しますという内容になつております。

こういうスキームをとつておりますのは、国が

こういうサービスを提供することに当たりまして

はトラブル等が生じないようきちっとしていかなければいけないかぬということでございまして、寄附金を受け入れる法人または団体の要件といつてしまして、非営利であるということ、それから法人格の有無を含めまして責任の所在が明確であることが最低限度必要なものと考えております。

寄附金送金の料金免除の対象となります法人または団体につきましては非営利の法人等を対象としておりまして、例えば特別の法律により設立された法人ということで環境事業団といふことでござります。それから、民法第三十四条の規定によつて設立された法人といふことで緑の地球防衛基金であるとか、それからがん研究振興財団といふのが例として当たると思います。それから三つ目に、特別の法律によりまして設立された法人または民法第三十四条の規定により設立された法人を構成員とする団体等を予定しているというところでございます。

今御指摘の非営利活動を行う市民団体等についてのいわゆるNPO法が成立をしたということでございまして、その施行は法律の公布の日から起算しまして一年以内の政令で定める日からとされております。私どもとしては、法律が施行されるまでの間につきまして、関係省庁とも連絡をとりながら寄附金送金の料金免除の取り扱いについて前向きに検討していくふうに考えております。

○三重野栄子君 大変広範に利用されていることを具体的に伺いまして驚いたわけであります。それから、これらのNPOの団体につきましては前向きで御検討いただく御答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。関係する団体の皆さんもお喜びだらうというふうに思います。

次に、ATM相互接続は既に住友、三井、安田、東洋、中央の信託五行とは合意に至つてはいるそうございますけれども、信託銀行とは密接な御関係にあるやにも伺っております。先ほども大変議論になりましたけれども、世間を騒がせております。

す接待行政といいましょうか、大変批判も大きいし不安も持つておられるわけでござりますけれども、郵政省としてはこういう企業に対しましてどのように対応をお進めでしようか伺います。

○政府委員(安岡裕幸君) 郵政省におきましては、官庁綱紀の厳正な保持に關しては從前より機会あるごとに注意を喚起してその趣旨の徹底に努めてきたところで、自戒をしておるところでございます。

貯金局におきましては、運用關係がありますけれども、資金運用に携わる職員についても国民の疑惑を招かぬよう内規を定めて徹底を図つておるということでござります。きちんとした対処をしていくということでございます。

○三重野栄子君 大変失礼なことを伺いました申しわけありませんけれども、郵便局は大変国民が頼りにしている局でございます。「郵便局、おまえもか」というふうにならないようだ心配しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、信託銀行が郵貯の保有国債を貸し付ける場合に、その貸付先について郵政省としては何らかの縛りが必要ではないかと思うんですけれども、どのような縛りをかけておられるでしょうか。また、保有国債の委託先の信託銀行本体が破綻した場合はどうなるのか、その点について伺います。

○政府委員(安岡裕幸君) このたびお願いしておきました有価証券信託の導入に当たりまして、既に郵政省ではそういう債券につきまして直接貸し付けをやっているということでございまして、貸付先に関するリスクが拡大しないように、信託銀行が貸し付ける場合の貸付先につきましても、法令上現行の債券貸し付けにおける貸付先の範囲と全く同じ範囲で考えていくといふことでございまして、安全なところにやつていくといふことでござります。

それから、信託銀行が受託しました債券を貸し付ける場合に、取引の安全上必要に応じて担保を

するということもできますので適切に業務執行がなされるものと、こんなふうに理解もしております。

それから、信託銀行が万一倒産するというケースですが、今、信託法第二十八条によりまして、信託銀行は信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と區別して管理する義務を負うと、こうなつております。そういうことでござりますので、分別管理が法律上義務づけられておりますので、その点においても心配がないと思います。

それから、破産手続に際しまして、委託者は信託財産に対する取り戻し権を使用することができますから、どうぞよろしくお願ひいたします。

○三重野栄子君 昨日でございますから、消費者といたしましては、まだ利用する側としては大変神経をとがらせているものですからそういう御質問をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、簡保の方で伺いたいのでござりますが、先ほど岡委員の御質問もございまして、簡保事業団のディスクロージャーにつきまして御答弁をいたしました。その上に立ちまして、三月三十一日に塙崎政務次官は厚生省所管の年金福祉事業団と比較するとかなりおくれているという御發言でございましたのですけれども、先ほどお答えいたしました中身と比べまして、局長としてはどの程度が表示されております。いわば一種の貸し付け額が表示されております。その貸し付けを受けた本体と簡保事業団の関係につきましては、本体のディスクロージャーの中では運用寄託ということでござります。また、「事業のあらまし」という簡保事業団におきましては、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律といふ法律に基づきまして必要事項を官報に公告するということでござります。また、「事業のあらまし」というディスクロージャー冊子も発行しているということでございます。

指定單の時価をどうするかということで差異が出てきたわけでござりますけれども、私どもとしては、指定單といふのは一つのパッケージ商品というふうにお考えでしようか。一般的な開示等はおくついていないという御答弁でございましたけれども、それと塙崎政務次官が指摘なさいましたところの関連について伺いたいのでござります。

○政府委員(金澤薫君) 年福事業団のディスクロージャーの詳細を私は承知しているわけではございませんけれども、年福事業団は年金分野の自主運用をすべて担当しているわけでございます。簡保事業団の場合には郵貯、簡保資金の一部を運用しておるだけでございます。そもそもその位置づけが違うということでござります。

それから、指定單の資産内容、日々変動しているということでございまして、いつの時点で公表するのかということについてもさまざま問題があろうかというふうに思つております。

この指定單の時価情報でござりますけれども、

この方法も異なつてきて当然かといふうに思つておる次第でござります。

先ほど岡先生からの問い合わせに對してお答え申し上げましたけれども、郵貯、簡保の自主運用につきましては民間生保や全国銀行と制度上比較可能な項目についてはすべて開示しております。例えば、簡保の場合、独自に開示している十九項目を含めまして八十九項目をディスクロージャーにより開示しているということでございます。

簡保事業団は本体の資金運用と一体として資金運用を行つておりますので本体の開示方法と当然同じようなやり方で開示していく必要があるわけでござりますけれども、会計処理手続におきましては原価法ということになつておりますので原価法を採用しているということでござります。

本体と簡保事業団の関係につきましては、本体のディスクロージャーの中では運用寄託ということでござります。その貸し付けを受けた額が表示されております。いわば一種の貸し付け額が表示されております。その貸し付けを受けた簡保事業団におきましては、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律といふ法律に基づきまして必要事項を官報に公告するということでござります。また、「事業のあらまし」という簡保事業団におきましては、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律といふ法律に基づきまして必要事項を官報に公告するということでござります。また、「事業のあらまし」というディスクロージャー冊子も発行しているということでございます。

○三重野栄子君 検討された結果、できるだけ早い時期にディスクロージャー、公表ができますように御要望いたしまして、この件の質問を終わりたいと思います。

○三重野栄子君 検討された結果、できるだけ早い時期にディスクロージャー、公表ができますように御要望いたしまして、この件の質問を終わりたいと思います。

次に、貯金の問題、国際ボランティア貯金のことを伺いたいのでござりますが、平成十年度の寄附金分配に公募した団体はどれくらいございましょうか。開設以来もう数年たつているんですけども、実施状況、あるいは国民や預金者にはどのようにお知らせになつておるか、その点について伺います。

○政府委員(安岡裕幸君) 国際ボランティア貯金でござりますけれども、制度の創設が平成三年の一月からということで国民の皆さんにも定着をしているということでござります。

上場企業も生保会社もいずれも公表していないことでございまして、私どもとして、この信託の時価情報を開示すべきという意見につきましては、証取法に基づきます時価情報の開示、それから保険業界の取り組み、さまざま流れがございますので、その中で全体の動向を踏まえまして、岡先生からの御提言もございましたので、研究してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

平成十年度の寄附金の配分公募でございますけれども、この三月二日から三月三十一日にかけてして全国の集配郵便局で受け付けをしたところございまして、団体からの応募件数については取りまとめをしている最中というところでございます。それで、援助事業の実施状況でございますけれども、創設以来七年間の累計で約百三十八億円を世界の八十四の国・地域で行う援助事業に配分をしてきたところというところでございます。

平成九年度の国際ボランティア貯金の寄附金は、平成九年六月十三日に郵政審議会の答申を経まして、二百九团体が五十の国・地域において実施する三百三十九事業に十億六千百九十万五千円を配分決定いたしまして事業が実施されているところでございます。

具体的には、先生御案内でございますが、開発途上地域で貧困、災害で苦しんでいる人々ために、医療、保健、衛生指導、教育関係を中心としまして、自立を促すための職業訓練、農業等の技術指導、それから環境保全、食糧援助等に広く役立つてきているということございます。

もう一つ、私ども御指摘のとおり大変大事な点だと思いますが、国際ボランティア貯金の寄附金による援助活動の成果を国民の皆さん、預金者にお知らせをするということは大変大事なことだというふうに承知をいたしております。具体的にはNGO活動状況報告書とか情報紙を定期的に刊行します。それから、国際ボランティア貯金シンボジウムの実施ということでございますし、NGO活動状況の報告書とか情報紙を定期的に刊行します。そして配布するとか、さらにインターネットも活用して情報提供もさせていただいております。

その情報の提供先も、大事なところは学校教育の中に活用いただけるということで子供向けの情報紙も配布もさせていただいているところでございます。今後とも広く国民に情報提供しまして国際ボランティア貯金の定着に努めてまいりたいと、こう考えております。

○三重野栄子君 ボランティア貯金のことにつきましては、以前のこの委員会でもお尋ねしたことがあるんですけれども、大変発展していることを喜ばしく存じます。私が住んでおります福岡県筑紫野市でも、筑紫野郵便局が音頭をとられまして、国際ボランティア貯金のシンボジウム、報告会等々をされております。各地でもやっています。そういうことを今確認させていただいたところでございます。

次に、高齢化社会を迎えて簡易保険事業の役割が重要であるというふうに思いますけれども、老後の不安を感じている人々の安心のための施策として最近取り組んでおられる施策があれば簡保事業としてのお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(金澤薰君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、我が国では世界に例を見ない速さで高齢化が進展しているということございます。その中で、国民の基礎的生活保障サービスでございます簡易保険事業の役割はますます重要になるという基本的な認識をいたしている次第でございます。こうした観点から、老後の生活や介護などの分野におきまして、国民の自助努力を支援する商品、サービスの提供に積極的に取り組んでいるところでございます。

例えば、御指摘の最近の取り組みとしてどのようなものがあるかということでございますけれども、商品面でございますと、平成七年四月に要介護状態になった場合には年金を割り増しして支払う介護費増年金付終身年金保険というものを新設いたしました。また、平成九年一月には老後に夫婦の一方が亡くなつた場合の収入減に対応するため特別夫婦年金保険というものを新設いたしました。

また、保険給付事業と並び国の事業としてやっております加入者福祉事業の面では、平成七年四月から医療・介護関連情報を郵便局を経由してお客様に提供しております。さらに、平成九年十月からは郵便局が市町村を支援し高齢者に優しい町づくりを推進いたしますケアタウン構想というも

のを推進いたしております。これはホームヘルパー三級資格取得等の介護知識の習得支援、それから車いすとか介護支援ベッド等介護機器の普及支援というふうなものに積極的に取り組んでいます。

今後とも、国営の簡易保険として、国民のニーズ、それから公的介護保険制度の動向等を踏まえまして、国民が安心して老後を迎えるようなるというふうに思っております。商品、サービスの提供に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○三重野栄子君 ありがとうございました。郵貯並びに簡保事業がますます発展をするように御活躍をお願いいたします。

最後に、大臣、今までいろいろお話を伺いましたけれども、なお足りない点がございましたら一言でも伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○國務大臣(自見庄三郎君) いろいろ三重野委員から大変示唆に富んだ御質問、また激励をいたしましたのでございますが、やはり郵便事業あるいは簡易保険事業が持つ使命はビッグバンの中でもますます大事になつてくると、私はこう思うわけでございます。その責務の重たさを自覚しつつ、適時適切にこの郵政行政の運営を図つていただきたいと仰ふうに思つています。

特に、今さきから出でていますユーバーサルサービスという点でございますが、やはり全国あまねく、全国津々浦々の 국민にきちつとこういつた貯金・保険サービスを届けていくということは国のことなれば、この郵政行政の運営を図つていただきたいと仰ふうに思つています。

○政府委員(安岡裕幸君) 平成八年度末におきまます郵貯本体によります債券の貸付残高でございます。そのうち保有額、運用額、それから貸付稼働率、うち幾ら運用して、そして幾ら収益を上げているのか。保有国債額、運用額、それから貸付稼働率、これから収入の実態を明らかにしていただきたく、今後保有国債額の何割ぐらいまで運用するというおつもりがあるのか、伺いたいと思います。

○政府委員(安岡裕幸君) 平成八年度末におきましては、約三兆円でございました。今後は有価証券信託という格好で運用の幅を広げていくわけですが、今回、自由化対策資金の運用対象に追加することとしております有価証券信託を活用するということで、債券貸借市場の実勢等を把握しまして有利運用を行うという観点から、引き続き郵貯本体においても債券貸し付けを行うということございます。

ちょっとと回りくどかたですが、具体的に平成八年度末で郵便貯金は国債を十九兆円保有しております。このうち有価証券信託を通じた貸し付けを含めてどの程度貸し付けをしていくかについては、今後の市場の動向を見きわめながら決定していくことと考えております。

○笠井亮君 運用の実態というのが今お答えにはなかつたようになりますけれども。

○政府委員(安岡裕幸君) この債券の貸し付けの残高が、先ほど早口で申し上げましたが、三兆円でございます。三兆円で債券運用をしているということです。

○笠井亮君 今回の改正は、自主運用に際しては民間金融市场に与える影響にも十分な配慮を行つて、市場原理に則した運用をする、こういう形でござります。また、三兆円で債券運用をしていると

きるようにすることが含まれているというふうに理解をしております。

そこで、まず伺いますけれども、九六年未現在が一番新しいのかもしれませんが、保有国債額のうち幾ら運用して、そして幾ら収益を上げているのか。保有国債額、運用額、それから貸付稼働率、これから収入の実態を明らかにしていただきたく、今後保有国債額の何割ぐらいまで運用するというおつもりがあるのか、伺いたいと思います。

基本法案で、二〇〇一年以降の資金運用部への預託完全廃止で郵貯資金の完全自主運用に備えるためということで今こういうことになつてきているのかなというふうに理解しているわけですが、それでも、先ほども質疑があつたわけですが、取引先が限定される直接貸し付けから相対的に信用力が低い金融機関にも債券を貸し出すということにつながる、という今回の改正になると思うんですけれども、このメリットは何かということが問題になると思うんです。金融破綻の時代でございます。ビッグバンが始まつたと言われ、投資信託をめぐる競争が激しくなつてゐるものとて、貸付業務を委託する信託銀行に対する元本保証というのを明確にするのか、それから、先ほど信託がつぶれた場合といふふうにありまつたけれども、貸し付けた金融機関が倒産した場合、貸し付けた債券に対する優先権、これはあるということによろしいのかどうか、そのところをはつきりお答えいただきたいと思うんです。

○政府委員(安岡裕幸君) 信託契約におきましては、信託銀行は信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と区別して管理をするという義務を負いますということになつております。

また、信託銀行が倒産をいたした場合でも、その破産手続に際しまして委託者は信託財産に対する取り戻し権行使することができるということ、これは信託法の第十六条规定されておりませんけれども、債権の保全には問題がないということでございます。

○笠井亮君 要するに、優先権はあるのかということについてはどうですか。それはあるわけですね。

○政府委員(安岡裕幸君) 先ほども申し上げましたように、分別管理をしますということになります。

○笠井亮君 国民の郵便貯金という公的資金については安全、確実な運用というのが基本だということだと思つてます。

自由化で日本版のいわばレボ市場と言われておりますが、これは債券を貸借する取引から債券と資金を交換する短期の金融市場に変化をして、現物取引、先物取引、それからオプション取引を巻き込んで、近い将来最大の短期金融市场になつて金融市場の自由化に発展していくことが言われているところでございます。

そこで、大臣伺いたいんですけれども、こうしたことになりますと、資金運用部資金法の一条の立場から見て、郵便貯金を確実かつ有利、公共の利益のために運用するということとの関係で果たしてこれがなじむのかどうかという点についてどうお考えでしょうか。

○國務大臣(自見庄三郎君) 笠井委員の御質問でございますが、今、有価証券信託というのがずっと議題の中心になつてゐるわけでございます。

有価証券信託は、御存じのように、郵便貯金が保有国債を信託銀行に信託し、当該債券の貸付運用を信託銀行に行わせるものでございまして、有価証券信託においては委託者は信託銀行が貸し債運用で得た貸借料から当然信託銀行の信託報酬等を差し引いた金額を得ることになります。

このように、有価証券信託は金融自由化対策資金において今まで保有しているだけでは金利收入しか生じない債券等をまた有効活用できるものでございまして、有利、確実に運用すべきという郵便貯金資金の性格になじむものであるといふうに考えております。

○笠井亮君 さうの新聞でも、先ほどありましたけれども、郵貯の純増が二倍ということで、新聞の見出しへも金融不安の中であつたということがありました。やっぱり郵便局をなくしちゃいけない、そういう気持ちを多くの国民が持つてゐる、そういうことだと思います。

それで、まさにそういう中で、信託会社との契約で元本保証をするということも含めてあるのかかもしれません、結局は信託会社にもうけさせられただけじゃないかというような声が出てくるわけでありまして、先ほど申し上げましたこの現金担保

保つき債券貸借市場のレボ市場、レボ取引について、短期資金をやりとりする小売市場の残高を上回つたということも指摘されている。そういう中で、この問題はやっぱり大丈夫かということを本当にきちっと見ていかなければいけないと思うんであります。

アメリカでは、国際市場を含めて、財務省、連邦準備理事会、それから証券取引委員会、商品先物取引委員会、ニューヨーク連銀が市場監視ワーキンググループをつくって価格操作を監視している。空売りなどのショートセールという投機市場に、まさにそういう中で日本の場合、公的資金を投入すべきじゃないということが大きな議論になつてくる。そういう中での問題なので私は大臣にあえて今伺つたわけでございます。その点で私は、大丈夫だと言われてもなかなか、これはそらなのかとそういうことを申し上げたいわけです。

そこで、次の問題に行きたいと思うんですけれども、郵貯資金及び簡保資金の先物外國為替についての銀行、証券会社との直接取引の問題であります。

現在、郵貯も簡保も先物外國為替取引について信託会社等を通じて間接的に実施できることになつていると思うんですけれども、その実績といふのはどういうふうになつていますでしょうか。

○政府委員(安岡裕幸君) まず、郵貯の先物外國為替の実情でございますけれども、九七年三月末時点では、先物外國為替オプション取引のいずれも保有していないところでございます。

平成八年度におきましては、為替相場が一貫して円安傾向で推移しているということで、保有外貨債の為替リスクが比較的小さかつたということです。先物外國為替は同年度末時点において残高を保有しなかつたということが実情でござります。

○政府委員(金澤義寛君) お答え申し上げます。

九七年三月末、平成八年度末のこととござります。

それとも保有しておません。

○笠井亮君 今回の郵貯法、それから簡保の資金運用法の改正ですけれども、二〇〇一年に向けた金融ビッグバンに備えて、いつでも機動的に先物外國為替取引を行えるよう条件整備をするという意味を持っているんだと私は理解をしております。

郵政省は、外国債を満期まで保有することを基本としているということで、リスクヘッジとしての先物為替取引の必然性は低いということだと思つてますけれども、今回の改正は巨大な機関投資家である簡保が証券会社に委託せずに直接取引をする、このことによって相場介入的な性格を果たして強めることにならないか、この問題があると思うんですね。これはいかがかということが一つ。

それから、二〇〇一年の金融ビッグバンのため

に、個人資産千二百兆円のうち三百三十兆円を占める郵貯・簡保資金を金融先物市場の活性化に動員するという言葉がいいのかどうかわかりませんが、それをねらつたものではないのか、その点について伺つておきたい。

それからさらに、実体経済とかけ離れて世界貿易の數十倍の取引となつてカジノ化している為替取引、それから投機的な機能を有して乱高下の激しい外國為替市場での運用というのがリスクも大きくて元本割れもあって国民の資金を危険にさらすことになるんじやないか。

三つを申し上げたんですけど、先ほど大臣

はローリスク・ローリターンという言葉もお使いになりましたが、こういう問題についてどうお考えになつていらっしゃるか、伺いたいと思うんです。

○國務大臣(自見庄三郎君) 先に私から総括を答

えさせていただいて、後で必要があれば事務方から答えてさせていただきたいと思います。

相場介入になるのではないかというお話をございましたが、そういったことを含めて、今回の先

物外國為替の運用方法の改善は、先生御存じのよ

うに、現在は証券会社に委託して行わなければならぬとされている先物外國為替への運用について、銀行、証券会社等と直接取引できるようにするという、単に運用方法を改善するものであるといふように思つております。

それから、今、先生から現在の先物外國為替の運用は投機的というお話をあつたわけでございま
すが、これは純粹に保有外貨債の為替リスクをヘッジすることを目的としており、省令でもこれは保有する外貨債の為替変動の危険の防止または軽減を目的として資金の運用の健全性に配慮し、投機的な運用は行わない、こういうふうにはつきり明記しているところでございまして、今回の改善後も引き続き投機的なデイーリングや市場介入を行ふことはないというふうに思つております。

○政府委員(金澤薰君) 大臣からお答えがございましたとおり、現在の法律でござりますけれども、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律で

先物外國為替は証券会社に委託して行わなければ

ならないというふうにされております。これは、

当時、先物外國為替というものは外為銀行しかでき

なかつたというところを受けまして、証券会社に

委託して、証券会社の取り次ぎ行為を介して先物外國為替を行うという仕組みとなつていただけでござります。これによりまして、証券会社の名に

おいて行わせることによりまして簡保の名前が世

の中に出ないということでおございまして、簡保は非常にロットが大きいので市場に対しても重大な影響を与えてしまふということをございましてそういうふうな制約を設けていたとございまします。

ところが、外為銀行でなくとも、証券会社等々

も先物外國為替の取引ができるというふうになつてまいりますと、証券会社を通す取り次ぎ行為そのものもなくなつてきたといふことでございまして、外為法の改正に伴う今回の改正でございまして、手続を改正したというものです。

それから、投機的行為に走るのではないかといふようなお話をございましたけれども、これにつ

きましては、省令で投機的行為を行つてはならないということが明記しております。そもそもこれは為替変動の危険を防止し、または軽減する目的のため、つまりヘッジ目的のためにやるんだとくつもりでございます。

○笠井亮君 今御答弁を伺つて、危険はないということを断言されるわけですかれども、私は、この金融ビッグバンというのが相当大きな規模でやられるわけですから、そういう中でこの今

拝見しているような法律案の中身を見ましても、これはないというふうに断言できる状況じゃない

というふうに思ふんです。確実、有利、公共の目的の三原則を基礎に運用している郵貯資金、簡保

資金を投入していくことが本来法律の目的から見て相反する行為になつていくということに

なるんじやないかと思ふんです。その上、カジノ化を一層促進するということにならざるを得

ないというのが客観的な流れの中でのこの改正案の位置を占めるということを私は感じております。

○政府委員(安岡裕幸君) 郵貯資金の方でございまして、それに基づきまして確認しているところでございます。

○笠井亮君 それはもう確認しましたね。

○政府委員(金澤薰君) それについては、従来から株取引は行つてはならないという倫理規程がございまして、それに基づきまして確認しているところでございます。

○政府委員(安岡裕幸君) 郵貯資金の方でございまして、たゞいま簡保局長が申し上げたとおり、インサイダー取引というのは禁止される事項でございまして、そういう取引は一切ないということでございます。

○笠井亮君 終わります。

○星野朋市君 ここにあります「郵便貯金'97」、それから「簡易保険'97」、こういう立派な冊子が出ておるわけですね。これを見ますと、かなりディスクローズされている。これは今から二年ほど前の決算委員会で私はよくできている冊子であるということを申し上げました。

これは年間で大体どのくらい発行されて、どう効果があつた、成果があつたということを言われましたけれども、新聞を見ますと「PKO株価一夜天下」ということもあります。債券貸借市場、それから金融先物市場への運用拡大等、先日来の郵

貯資金、簡保資金による簡保事業団を通じた指定

単の運用というのは、私は公的資金による市場への介入そのものと言わなきやいけないということ

を申し上げたいと思うんです。

一つだけ確認をしておきたいんですけども、

三月末の簡保事業団を通じてのPKOの発動に當たつて、郵政大臣や閣僚及び郵政省、大蔵省の職

員が株式取引を実施していれば、まさにこれはイ

ンサイド取引ということになると思うんですけ

れども、そのような事態はないと明言できますか。その点はどういうふうになつているでしょう

か。

○政府委員(金澤薰君) 私ども、その点について

は常々念頭に置いて行為を行うということでおざいまして、少なくとも簡易保険局でこの機に乗じて株取引を行つたということは一切ないというふうに断言できます。

○笠井亮君 今御答弁を伺つて、危険はない

ということを明記しているところでございまして、今後ともその方針については省令等で明記してい

くつもりでございます。

○政府委員(金澤薰君) 簡易保険は、国営事業といたしまして、毎年度決算書等を国会に提出しまして、ただいておりまして、いたいたものを次年度に掲載させていただいておるということで、いろいろディスクローズの徹底に努めているところでございます。

○政府委員(金澤薰君) 簡易保険は、国営事業として審議を受けていることはもちろんのことです。

事業を国民に広く理解していただくためにディスクロージャー冊子を発行しておりますが、一九七七年版で申し上げますと、詳細版、つまり中身がかなり詳しいものを四十七万部出しております。これは、報道機関、地方公共団体、簡易保険加入者の会等へ配布しているところでございまして、それからまた、郵便局の窓口にも常備いたしております。

それから、契約者向けにダイジェスト版を、この種のものとしては最大の発行部数ではないかと思いますが、一千百万部配布いたしております。

これは、契約者世帯等へ配布する、また郵便局の窓口に常備するということがあります。

これ以外にも、最近、経営状況につきまして新聞広告を実施するということをやつております。

財務諸表を新聞に載せるということをやつております。また、インターネットを活用いたしまして、

経営状況やディスクロージャー冊子の内容をインターネット上に掲載しているということでござい

ます。

どれだけの人がこれをごらんになつてゐるかといふのは、ちょっと調査したことがないので申し上げかねるということでございます。

○星野朋市君 そうしますと、ちょっと簡単なことをお聞きしたいんですけれども、郵便貯金の平成八年度末というところがございまして、これが二百二十四兆八千八百七十二億円とあります。新聞なんかで報じられた平成九年度末の郵貯の残高が二百三十九兆とということではありますけれども、この二百三十九兆というのはこの二百二十四兆九千億円に対比して二百三十九兆円なんですか。

○政府委員(安岡裕幸君) 郵貯のデイスクリージャー冊子に、平成八年度末に二百二十四兆ということで表示していまして、今回発表しました二百三十九兆これに対応するものでございます。ただ、現在の二百三十九兆はまだ速報でございます。そういう面で、確定値になれば若干変わりますけれども、考え方としては接続するデータでございます。

○星野朋市君 そうすると、さつと十五兆伸びたわけですよ。これは大変なものなんです。そうすると、今からちょうど五年前にさかのぼって見ると、平成四年度末が郵貯の残高は百七十兆、それから五年度末は百八十三兆五千億、平成六年度末は百九十七兆六千億、平成七年度末は二百十三兆四千億、平成八年度末が今言いましたように二百二十四兆九千億、それから平成九年度末が二百三十九兆と、これは大変な伸びなんですね。要するに、民間に回らないんですね。が、どういうふうにお考えですか。絶対額と伸び率、この問題についてお答え願いたいと思います。

○政府委員(安岡裕幸君) 郵便貯金の伸びの状況でございますけれども、平成九年度末、つい先ほどの状況で二百三十九兆九千六百十億円となつてます。これを残高の伸び率で見ますと、対前年比が六・八%という格好になつています。もう少し分解しますと、この残高のうち純増という市中から入ったものと元利息の部分に分かれますが、この純増の部分が三%という格好になつていて、元利息子分もかなりこれには含まれているという現況がございます。

この伸びの状況を見ますと、昨年度、つまり八年度は消費税の引き上げの駆け込み消費の影響といたことで、先ほど申し上げていますけれども、残高の伸び率が五・四%増ということで八年三十九兆、これに対応するものでございます。ただ、現在の二百三十九兆はまだ速報でございます。そういう面で、確定値になれば若干変わりますけれども、考え方としては接続するデータでございます。

問題は、銀行の個人預金の伸びの状況はどうなのかということなんですが、これは平成九年十二月末時点のものしか実はちょっと民間さんの方が伸びは六・八%ですから、若干低目になつてます。それから、純増の方は平年並み、こんな状況になつています。

年末時点のものしか実はちょっと民間さんの方が伸びは六・八%ということで、ともに六%の状況になつているというのが実情でございます。

○星野朋市君 さらに、これを月別に見てまいりますと、郵貯の残高が十二月に急増しているんですね。数字で申し上げますと三兆三千四百億。一ヶ月も、それから二月もかなり多いんですよ。

これについてはどうお考えですか。私流に言わせれば、十一月に例の山一の破綻の問題が起きていた、国民的な心理が国への安全、こういう形に向かつたんだと解釈せざるを得ないんですけれども、いかがですか。

○政府委員(安岡裕幸君) 去年の十二月の状況でございますけれども、平成九年度末、つい先ほどの状況で二百三十九兆九千六百十億円となつてます。これを残高の伸び率で見ますと、対前年比が六・八%という格好になつています。もう少し分解しますと、この残高のうち純増という市中から入ったものと元利息の部分に分かれますが、この純増の部分が三%という格好になつていて、元利息子分もかなりこれには含まれているという現況がございます。

○政府委員(安岡裕幸君) 郵便貯金の伸びの状況でございますけれども、平成九年度末、つい先ほどの状況で二百三十九兆九千六百十億円となつてます。これを残高の伸び率で見ますと、対前年比が六・八%という格好になつています。もう少し分解しますと、この残高のうち純増という市中から入ったものと元利息の部分に分かれますが、この純増の部分が三%という格好になつていて、元利息子分もかなりこれには含まれているという現況がございます。

いうことでいつもの払い戻しの額までいかないんですね。払いの額がもう極端に少なかつたんであります。そうしますと、純増というものは預入額から払はれ戻し額ですから必然的に純増額としてはあるといふ現象がございます。

それからもう一つ、預入額自身も傾向としまして定期性の長いところよりも通常郵便貯金だと云う格好になります。それで純増は三%前後という推移になつています。

そういうことで、九年度の伸びの状況をいわば平年的なベースである八%弱で見ますと、残高の伸びは六・八%ですから、若干低目になつてます。それから、純増の方は平年並み、こんな状況になつています。

問題は、銀行の個人預金の伸びの状況はどうなのかということなんですが、これは平成九年十二月末時点のものしか実はちょっと民間さんの方が伸びは六・八%ということで、ともに六%の状況になつているというのが実情でございます。

年末時点のものしか実はちょっと民間さんの方が伸びは六・八%という状況になつていて、非常にあの当時の状況としては民間金融機関さんの方もかなり一種の二極化をしていました。非常にあの当時の状況としては民間金融機関さんの方もかなり一種の二極化をしていました。非常にあの当時の状況としては民間金融機関さんの方もかなりかなという感じがしていまして、その中に郵貯が安心のよりどころとして中間的なところに選好されたというのが、十分な分析じゃないですか。実態なんぢやないかなということがありますて、郵貯はもともと小口、つまり一千円未満の世界で小口預金としての機能を庶々と果たしているというのが実態じゃないか、こんなふうに見ています。

○星野朋市君 局長、これは非常に穏やかな見方ですね。数字で申し上げますと三兆三千四百億。一ヶ月も、それから二月もかなり多いんですよ。

これについてはどうお考えですか。私流に言わせれば、十一月に例の山一の破綻の問題が起きていた、国民的な心理が国への安全、こういう形に向かつたんだと解釈せざるを得ないんですけれども、いかがですか。

○政府委員(安岡裕幸君) 去年の十二月の状況でございますけれども、平成九年度末、つい先ほどの状況で二百三十九兆九千六百十億円となつてます。これを残高の伸び率で見ますと、対前年比が六・八%という格好になつています。もう少し分解しますと、この残高のうち純増という市中から入ったものと元利息の部分に分かれますが、この純増の部分が三%という格好になつていて、元利息子分もかなりこれには含まれているという現況がございます。

○政府委員(安岡裕幸君) 郵便貯金の伸びの状況でございますけれども、平成九年度末、つい先ほどの状況で二百三十九兆九千六百十億円となつてます。これを残高の伸び率で見ますと、対前年比が六・八%という格好になつています。もう少し分解しますと、この残高のうち純増という市中から入ったものと元利息の部分に分かれますが、この純増の部分が三%という格好になつていて、元利息子分もかなりこれには含まれているという現況がございます。

○政府委員(金澤薰君) まだ決算が終わつておりますので、お答え申し上げることはできませんけれども、四%というふうに判断しております。

○星野朋市君 そうすると、これは今の低金利で運用難ということになりますと、だんだん低下せざるを得ない。

一方では、ハイリスク・ハイリターンの商品といふ現象がございます。

これは日本の法規によると一種の賭博に当たるというような形で日本では今禁止されているんですが、これからこの委員会で審議される金融システム法ではこれが取扱われるんですね。

そうすると、どうしてもそこにかなり高い利回りのものがあるわけですよ。それで、先ほど中井審議官からテリバティの話がちょっと出来まして、それがもう一つ、預入額自身も傾向としまして定期性の長いところよりも通常郵便貯金だと云う現象がございます。

これは日本の法規によると一種の賭博に当たるというような形で日本では今禁止されているんですが、これからこの委員会で審議される金融システム法ではこれが取扱われるんですね。

そうすると、どうしてもそこにかなり高い利回りのものがある、アメリカのファンドマネーなんかでは一〇%は当たり前だというようなものがたくさんあるわけですよ。人間の心理として、いろいろ状況の中郵貯も安心のよりどころとして機能しておりますけれども、実際にその方に向かわざるを得ないという心理が動く、これは人間として当然なんですけれども、そのところをこれから金融ビッグバンを控えてずっと抑えられるかどうか。局長でもいいです、大臣でもいいですけれども、簡単にお答えください。

○政府委員(金澤薰君) まず、事務的な面についてお答え申し上げたいと思いますけれども、簡保資金の運用対象と申しますのは、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律という法律がございます。それで、運用対象を限定列挙いたしております。それ以外は運用できないということございます。

そのほとんどは元本保証のあるものということが前提になつておりますけれども、指定単その他若干の例外はございますけれども、簡保資金の九割まではそういう安全、確実なものに運用されているということが原則でございます。

〔委員長退席 理事橋崎泰昌君着席〕

私ども国民からの大切なお金をお預かりしているわけですが、これは国の資産というよりもむしろ国民に対する債務でございまして、いずれはお返しなきゃいけぬ、そういう意味からテリバティ的なもの、投機性の高いものについて運用することは問題があるのでないかというふうに考えておりまして、從来どおりその大部分につきま

しては安全、確実という精神にのつとりまして運用してまいりたいというふうに思つてゐる次第でございます。

○星野朋市君

そこは建前論でありまして、それならば、先ほど私が聞こうと思つてゐたんですが、お答えになられましたからあえて申し上げますけれども、三月末の指定单、これは私が三月三十日に郵政大臣に実行しましたかという問い合わせました。それが三月三十一日、引け間際にPKOが実施された。そのことは肯定なさいますか。

○政府委員(金澤薰君) 三月三十日に私どもは簡保事業団に対しまして郵貯、簡保とも資金交付を行いました。これは全体で九千七百十二億円でござります。簡保事業団からは三十日付で信託銀行に対してお金が流れております。金銭信託を締結したという報告を簡保事業団から受けているということです。

ただ、その株式の購入につきましては、これは株式とか債券とかという大まかなくくり、それから運用割合も現在は両方とも十割以内といふふうになっておりまして、すべて信託銀行に任せているという仕組みになつております。売買する銘柄、数量、時期、これは信託銀行がみずから市場見通しに基づく投資判断により行います。つまり、市場メカニズムにより決定するわけでございます。郵政省はこれに対して一切指示を出せない仕組みになつております。

したがいまして、三十一日などのような株式の購入状況かというお問い合わせでござりますけれども、これも株式を実際にいつ購入するかについては信託銀行の判断により行われるものでございまして、私どもそれについて報告を求めるというようなこともしておりませんし、現時点で把握していないということでございます。

○星野朋市君 このところ毎日この財政・金融

委員会と予算委員会で私は引けの株価のことをつと言つてゐるんですよ。きょうでの財政・金融委員会はしばらくお休みになりますからもう言いません。けれども、三月三十日は評価がないから四百七十円も下がった、三十一日は二百六十円ほど上がつてしままあ妥当な線、一日はその分だけ行つてこいで二百八十五円安くなつた。きょうはどうだつたか。もし安全だとそういうことをおつしやるんだつたならば、きょうは五百三十円安ですよ。要するに、いかに無理にやつたか

ということがめが出てゐるんですよ。それは即売るわけじやないからすぐ損が出たといふことにはならない、長期保有ですかね。ただし、無理してやるということがわかつていただけ、売り方というのは、売りかぶせるわけですよ。そして、その支えがとれてしまつたら賣り手がないうといふ、これが今の現実です。だから、そういうことは無理になさることはない。新聞報道によると、局長が三人そろつて官房長官のところへ行ってやめてくれと言つたという報道がありますけれども、私はそのことだけを指摘いたしまして質問を終わります。

○菅川健二君 これまで大方の皆さん方の質問にござりますて懸案のことは大体解明されつつあるわけでございますが、私は最後で若干落ち穂拾いをさせていただきたいと思うわけでございます。

まず、先ほど横崎委員が申されたこと私は全く同じでござりますけれども、郵便関係のこの改正案を見まして、こんな細かいことまで法律で規制されておるのかということでびっくりいたしました。

わざでござります。ATMとかCDなどのことにつきましては、民間ベースでは自由自在に行われて、その連携拡大というのが逐次國られておるわけでござりますが、郵貯の場合につきましては法律によってそれを規定しなくちゃいけないかと思うわけでござりますが、大臣の決意はいかがでございましょうか。

○国務大臣(自見庄三郎君) 菅川委員にお答えをさせていただきます。

まさに御指摘のとおりでございまして、金融ビッグバンが進展する中、先生もおつしやいましたけれども、預金者のニーズも大変高度化あるいは多様化していくことが予想されるわけでございまして、それらのニーズに的確にこたえることが大変重要なことと認識をいたしております。

そこで、私はビッグバン時代に入りました段階でこの法律全体を抜本的に見直していただきたいと思うわけでございます。

若干具体的なことを申し上げますと、例えば郵便貯金法の七条に郵便貯金の種類が法定されておるわけでございます。「郵便貯金は、次の六種とする」ということで、通常、積立、定期、住宅積立、教育積立、こういった六種類に限定いたしておるわけでございます。

申すまでもなく、これからは魅力ある金融商品をどんどん出していくことがビッグバン時代には必要なことでございますので、こういったことについても、標準的な種類というものについては法定することがあるにしても、追加的に新しい商品を自主的に決められるということが必要ではないかと思うわけでございます。

それから、そのほかでも例えば十九条に貯金簿の記録方法という規定もござります。それから、三十二条に通常郵便貯金の最低預入金額等についても細かく規定いたしておるわけでござります。

〔理事横崎泰昌君退席、委員長着席〕

こういったことにつきまして、先ほど来申しておりますように、法律を全面的に見直していただき、事業を弾力的に実行できるようにしたらどうかと思うわけでござりますが、大臣の決意はいかがでございましょうか。

○国務大臣(自見庄三郎君) 菅川委員にお答えをさせていただきます。

まさに御指摘のとおりでございまして、金融ビッグバンが進展する中、先生もおつしやいましたけれども、預金者のニーズも大変高度化あるいは多様化していくことが予想されるわけでございまして、それらのニーズに的確にこたえることが大変重要なことと認識をいたしております。

そのためには適時適切な新サービスの提供あることは重要なことでございますけれども、細部にわたること、あるいはサービス内容の改善にわたるようなこと、こういったことについてはできるだけ自主的に法律改正を待たずしてやれるような法体系にしていただくということがとりわけ現在ビッグバンが始まりまして必要なことではないかと思うわけでございます。

そこで、私はビッグバン時代に入りました段階でこの法律全体を抜本的に見直していただきたいと思うわけでございます。

○菅川健二君

局長、特に第七条の郵便貯金の種類についてはどうですか、こういう規定は非常に不自由じゃないかと思うんですけれども、この前に、今回のATM接続の観点についてもできるだけ法定事項は少なくするということで努力はさせていただいたところでございます。例えば、本法案の第二条の金銭の受け払いと払い渡しに関する事項、これは基本になつていますので、それに付随いたします残高照会のようなものについては省令にゆだねていくというような格好で新法をつくるに当たつても努力はさせていただいているということでございます。

○政府委員(安岡裕幸君)

その前に、今回ATM接続の観点についてもできるだけ法定事項は少なくするということで努力はさせていただいたところの金銭の受け払いと払い渡しに関する事項、これは基本になつていますので、それに付随いたします残高照会のようなものについては省令にゆだねていくというような格好で新法をつくるに当たつても努力はさせていただいているということでございます。

○国務大臣(自見庄三郎君)

菅川委員にお答えをさせていただきます。

まさに御指摘のとおりでございまして、金融ビッグバンが進展する中、先生もおつしやいましたけれども、預金者のニーズも大変高度化あるいは多様化していくことが予想されるわけでございまして、それらのニーズに的確にこたえることが大変重要なことと認識をいたしております。

そのためには適時適切な新サービスの提供あるわけです。そういうところをもう少し弾力的に対処できるようにしまして、預金者のニーズに即応できるような法体系を持っていくというようなことについてはこれからも先生の御指摘も十分踏

まえながら検討していきたいと、こんなふうに思つております。

○菅川健二君 ゼひできるだけ早く法体系を見直していただきたいと思うわけでございます。

それから、これから財投改革の一環としまして、二〇〇一年ごろには資金運用部への預託が廃止されまして全額自主運用ということになるわけでございますが、やはりその際に郵貯の性格というものを十分頭に入れていたく必要があるんじゃないかと思うわけでございます。

資金運用につきまして、先ほど来ございましたけれども、安全、確実かつ有利、この三原則がそろうのは大変望ましいわけでございますが、しながらこの三つの要件が備わるというのではなくか難しいわけでございまして、庶民から小口の預金を集めている郵便事業の性格からしますと、やっぱりローリスク・ローリターンの原則といいますか、それを中心にして資金運用を図つていいく、したがつて株式運用あるいは外貨運用につきましてはかなり歎きをかけながら慎重に運用していくだくということが一つあるかと思います。

それからもう一つは、国営事業でやる以上は公共性を持つたものにやはり優先的に充てていくと、国債、地方債、それから財投機関債というのがこれからできるんじやないかと思うわけでございますが、そういうものにウエートを置くといふ原則は要るのではないかと思うわけでございまして、これらの資金運用のあり方につきまして、大臣、いかがございましょうか。

○国務大臣(自民庄三郎君) 自主運用になつた場合、いかなる形で資金を運用するのかということをございますが、今さつきも申し上げましたように、これは国の事業でございまして、國民から預かれた郵貯資金、簡保資金でござりますから、やはり基本的には公的社會資本の整備と申しますが、今、先生が言われましたように、国債だとか地方債、あるいは場合によつては財投債、財投機関債が出るかもしれませんけれども、そういうた

もの、長期的な社會資本のニーズというのは当然あります。

だから第二番目は、こういったお金でございますから基本的にローリスク・ローリターン、その原則は必要ではないかと思うわけでございますから、やはり国債を始め長期債と申しますか、そういったことを基本にやっていくべきだというふうに私は思つております。

いずれにいたしましても、自主運用というのは大変重たい話でございまして、私も責任の重さを感じたとしてお次第でございます。

○菅川健二君 ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

もう一つだけお聞きいたしておきたいと思うのでござりますけれども、これも横崎委員の例を引かせていただきまして恐縮でございますが、小さな池に鯉が浮かんでおるという、これは大変わかりやすい表現でございます。そうしますと、民業をやつておられる方がはじき飛ばされちゃうわけでございまして、おのずから官民のバランスというのは当然あるのではないかと思うわけでございます。

す。

ただ、郵政事業といいますか、非常に皆さん頑張つておられるからこうなつたんだということについては大変敬意を表したいと思うわけでございますが、政策からいいますと、やはり一つのバランスということが重要ではないかと思うわけでございます。その中で、特に民のサイドから言われておりますいわゆるイコールフルティングの問題でございまして、この点についてどのようにお考えになるか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○政府委員(安岡裕幸君) 郵便貯金事業と民間金

のいわれば基本的には郵便貯金という小口個人の貯蓄手段をユニバーサルにあらねくサービスを提供していきます、そういう使命にあるというふうに考えるわけでございます。

それから第三案は、こういったお金でございますから基本的にローリスク・ローリターン、その原則は必要ではないかと思うわけでございますから、やはり国債を始め長期債と申しますか、そういったことを基本にやっていくべきだというふうに私は思つております。

そこで第三案は、全国で今二万四千六百の郵便局がございまして、その配置も津々浦々、過疎地を含めまして、都市も田舎の方もあります。田舎の方に店舗を設けますという話になりますと、これはもう採算を超えた店舗を配置してなきゃいけぬということです。そういうユニークなサービスを確保するためにはかなり大きなコストをかけなきやならぬということでござります。したがいまして、全体としまして収支がとれるという格好にしていかなきやいかぬといふうに思つておるところでございます。民間さんは、基本的に利潤をいかに上げるかという話でございまして、店舗政策もできるだけ田舎の方、もうからぬところは引き揚げる配置になつてくるということがあります。

どういうふうにバランスをとつていくかという方は、理念とか制度が違いますので一概にはなかなか言ひづらいことで、いろんな議論の中に、民間さんは払つていますけれども、郵貯は税金も払つていいじゃないかという議論もあります。それはやっぱり基本的には郵貯と民間さんはそれそれ特色がございまして、トータルで物事を比較してやつっていくべきじゃないかななどということで、各種の経営資源等についてはトータルバランスで考えていく、その目標ところは私どもで言えば小口預金者の利益増進にいかにしたらつながるかということで考えていくみたいなふうに思つています。

○菅川健二君 終わります。

○委員長(石川弘君) 他に御発言もないようですから、四案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより四案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表し、議題となつております四法案のうち郵便貯金法改正案及び簡易生命保険積立金運用法の改正案に対しても反対の討論を行います。

第一に、郵便法改正案に反対する理由は、今回の改正によって大銀行や大企業の利益追求のための投機の場に郵便貯金が保有する大量の国債等を投入することになり、国民の預託金である公的資金の運用を投機を促進する債券貸借市場で一層拡大させるからであります。これが公共の利益の増進に寄与するという郵便資金の運用原則に反することは明らかであります。

第二に、郵便法、簡保資金運用法の両改正案ともに反対するもう一つの理由は、これらにより先物外國為替取引を証券会社に委託せず直接取引を実施し、いつでも必要に応じて郵便資金及び簡保資金を投入できるようになるため、投機的な機能を有し、リスクも大きく元本割れもある外國為替市場で国民の資金を危険にさらすからであります。資金運用部資金法及び簡保運用法の目的、資金を確実かつ有利な方法で運用することにより公共の利益の増進に寄与することと相入れないことは明白であります。

改正案の中には預金者の要望にこたえた貯金証書の発行など利用者の利益になる点もありますが、全体として行革会議の最終報告、中央省庁等改革基本法案での郵便資金の完全自主運用を先取りするものであります。また、金融ビッグバンのため個人資産十二百兆円のうち三百三十兆円を占める郵貯・簡保資金を債券貸借市場、金融先物市場の活性化に動員する以外の何物でもありません。

最後に、今回の改正が国民の意に反して郵便貯金、簡易生命保険の民营化に道を開くことにつながることを指摘して、反対討論を終わります。

○委員長(石川弘君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次四案の採決に入ります。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案につ

いて採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時八分散会

平成十年四月二十二日印刷

平成十年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K